



平成20年9月3日

## 国の制度を活用して観光地域づくりを！

～地域で活用できる観光振興ガイドブックを作成しました～

観光は、様々な分野に関連する裾野の広い産業です。このため観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)においても、地域経済の活性化、雇用機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するものとされています。

北海道においては、本年7月にG8北海道洞爺湖サミットが開催され、国内外に「北海道」が強力に情報発信されたこの機会こそ、観光振興を図っていく好機ととらえ、様々な関係者が連携して取組みを実施することにより、地域経済の活性化と観光振興を積極的に推進することが求められています。

このたび、北海道地区における国の管区機関が、観光振興に活用することができるそれぞれの所管事業を一冊にとりまとめた、「観光地域づくりNAVI2008～地域で活用できる観光振興ガイドブック～」を作成しました。

北海道の観光振興に取り組まれている皆様が、本冊子を国の支援制度に関するガイドブックとしてご活用くださるようご案内します。

なお、この冊子は以下のホームページからダウンロードできます。

北海道運輸局 <http://www.hkt.mlit.go.jp/bunyabetsu/kankou/tiiki/navi2008/index.html>

北海道開発局 [http://www.hkd.mlit.go.jp/kanribu/chosei/kankou\\_top.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/kanribu/chosei/kankou_top.html)

北海道経済産業局 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokiq/navi2008/index.htm>



### 【問い合わせ先】

#### 観光立国推進北海道地方省庁連絡会

(事務局代表)

北海道運輸局企画観光部観光地域振興課 水口

(直通:011-290-2722)

北海道開発局開発監理部開発調整課 桑山

(011-709-2311 内5473)

北海道経済産業局産業部サービス産業室 山口

(直通:011-736-9628)

北海道労働局職業安定部職業対策課 長濱

(011-709-2311 内3686)



# 観光地域づくりNAVI2008

地域で活用できる観光振興ガイドブック



# 目次

はじめに	p 2
支援メニューマップ	p 3
支援メニューの活用例	p 4
支援メニュー	
1. 観光カリスマ塾	p 5
2. 訪日外国人接客研修	p 6
3. 観光プロデューサー事業・YOKOSO! JAPAN大使	p 7
4. 農商工等連携プログラム	p 8
5. 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業	p 9
6. 観光圏整備事業	p10
7. 地方の元気再生事業	p11
8. 観光地域づくり実践プラン	p12
9. 広域・総合観光集客サービス支援事業	p13
10. まちめぐりナビプロジェクト	p14
11. ニューツーリズム創出・流通促進事業	p15
12. 公共交通活性化総合プログラム	p16
13. 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）	p17
14. まちづくり交付金	p18
15. 中小商業活力向上支援事業	p19
16. 住民参加型まちづくりファンド支援事業	p20
17. 景観・歴史的環境形成総合支援事業	
17-1. 景観形成総合支援事業	p21
17-2. 歴史的環境形成総合支援事業	p22
18. みなと振興交付金	p23
19. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	p24
20. ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）地方連携事業	p25
21. 国際会議の開催・誘致推進	p26
22. 北海道みなとオアシス	p27
23. 中小企業地域資源活用プログラム	p28
23-1. 地域資源売れる商品づくり支援事業：A 補助金	p29
23-2. 地域資源活用販路開拓等支援事業：B 補助金	
23-3. 地域資源企業化コーディネート活動等支援事業	p30
23-4. 地域資源 全国展開プロジェクト	
23-5. JAPANブランド育成支援事業	p31
24. 電源地域振興支援施策	p32
25. 地域新事業移転促進事業	p33
26. 文部科学省の支援メニュー	p34
問い合わせ先・事務局	p35

観光は、宿泊業・旅行業など直接的に関わる産業だけではなく、農業・水産業をはじめとする様々な分野に関連する裾野の広い産業であり、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）において、地域経済の活性化、雇用機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するものとされています。

北海道においては、本年7月にG8北海道洞爺湖サミットが開催され、国内外に「北海道」が強力に情報発信されたこの機会こそ、観光振興を図っていく好機ととらえ、各地域が主体となった取組を連携して実施することにより、地域経済の活性化と観光振興を積極的に推進することが求められています。

このたび、北海道地区における国の管区機関担当者が集い、それぞれの所管事業を観光関係にも有効に活用していただくため、「観光立国推進北海道地方省庁連絡会」を行い、「観光地域づくりNAVI 2008」を作成しました。

本ガイドブックが北海道の観光振興に係わる皆様の取組の一助となれば幸いです。

# 支援メニューマップ

## 観光振興への道筋を創りたい

### 観光カリスマ塾 (P5)

観光カリスマによるセミナーを開催  
訪日外国人接遇研修 (P6)  
外国人観光客への対応に必要な研修を実施

### 農商工等連携プログラム (P8)

中小企業者と農林漁業者が連携して  
行う新商品・新サービス等の開発、  
販売促進等の取組を支援

### 観光プロデューサー事業 (P7)

観光地域プロデューサー希望者と地  
域とのマッチング  
YOKOSO! JAPAN大使 (P7)  
外国人旅行者の訪日に関して、優れ  
た取組みをされた方を大使として任  
命

### 地域資源企業化コーディネート活動等支援事業 (P30)

地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや、地域資  
源価値向上を図る勉強会等を支援

### <地域地区限定メニュー>

#### 「新たな公」による

コミュニティ創生支援プログラム事業 (P9)  
地域づくりのためのモデル調査等  
の支援

## 地域が計画した具体的事業（主にソフト面） により観光振興の推進を図りたい

### 観光圏整備事業 (P10)

広域で2泊3日以上  
の滞在型観光を目指す地  
域を支援

### 地方の元気再生事業 (P11)

先導的な地域活動等幅  
広い取組を立ち上げ  
り段階から支援

### 観光地域づくり実践プラン (P12)

「観光地域づくり」の取組を国が所管の事業、施策によ  
り総合的、重点的に支援

### <旅行用ツール開発メニュー>

#### 広域・総合観光集客サービス支援事業 (P13)

地域・業種横断的な総合的取組を推進するため立ち  
上がり期の基盤整備づくりを支援

### <方策限定メニュー>

#### まちなみナビプロジェクト (P14)

観光客の情報提供の高度化による移動円滑化方策  
への支援

#### ニューツーリズム創出・流通促進事業 (P15)

モニターツアー実施への支援

#### 公共交通活性化総合プログラム (P16)

地域の交通問題の解決方策策定を支援

### <連携メニュー>

#### 地域雇用創出推進事業 (P17)

雇用対策にかかる事業構想に基づいた雇用拡大・人材  
育成・就職促進等への支援

## 地域を整備（主にハード面） し地域振興・活性化を図りたい

### まちづくり交付金 (P18)

まちづくりに必要な施設整備等への支援  
社会実験、まちづくり活動等への支援

### 中小商業活力向上支援事業 (P19)

商店街等が実施する、まちの賑わいづくり・活性化の取組  
への支援

### 住民参加型まちづくりファンド支援事業 (P20)

NPOなどの市民団体が実施するまちづくり活動のための  
「まちづくりファンド」に資金搬出する機構に対し補助

### <地域地区限定メニュー>

#### 景観形成総合支援事業 (P21)

景観重要建造物及び景観重要樹木等の保全活用への支  
援

#### 歴史的環境形成総合支援事業 (P22)

歴史的風致形成建造物等の保全活用への支援

#### みなと振興交付金 (P23)

地域の提案に基づくみなと振興の取組みへの支援

#### 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (P24)

定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化  
を図るために必要な施設整備への支援

## 地域の認知度を高め賑わいを創出したい

### VJC地方連携事業 (P25)

海外への観光魅力の発信や旅行商品  
の造成等を支援

### 国際会議の開催・誘致推進 (P26)

国際会議の誘致・開催に向け、誘致  
活動や開催・受入れを支援

### 地域資源売れる商品づくり・

### 地域資源活用販路開拓等支援事業 (P29)

地域資源活用全国展開プロジェクト (P30)  
地域資源を活用した新商品・新サ  
ービスの開発、販路開拓支援

### JAPANブランド育成支援事業 (P31)

地域資源を活かした製品等のプラ  
ンド化を支援

### <地域地区限定メニュー>

#### 北海道みなとオアシス (P27)

広報への支援  
関連事業等について関連機構と  
の調整支援

ソフト支援

ソフト・ハード支援

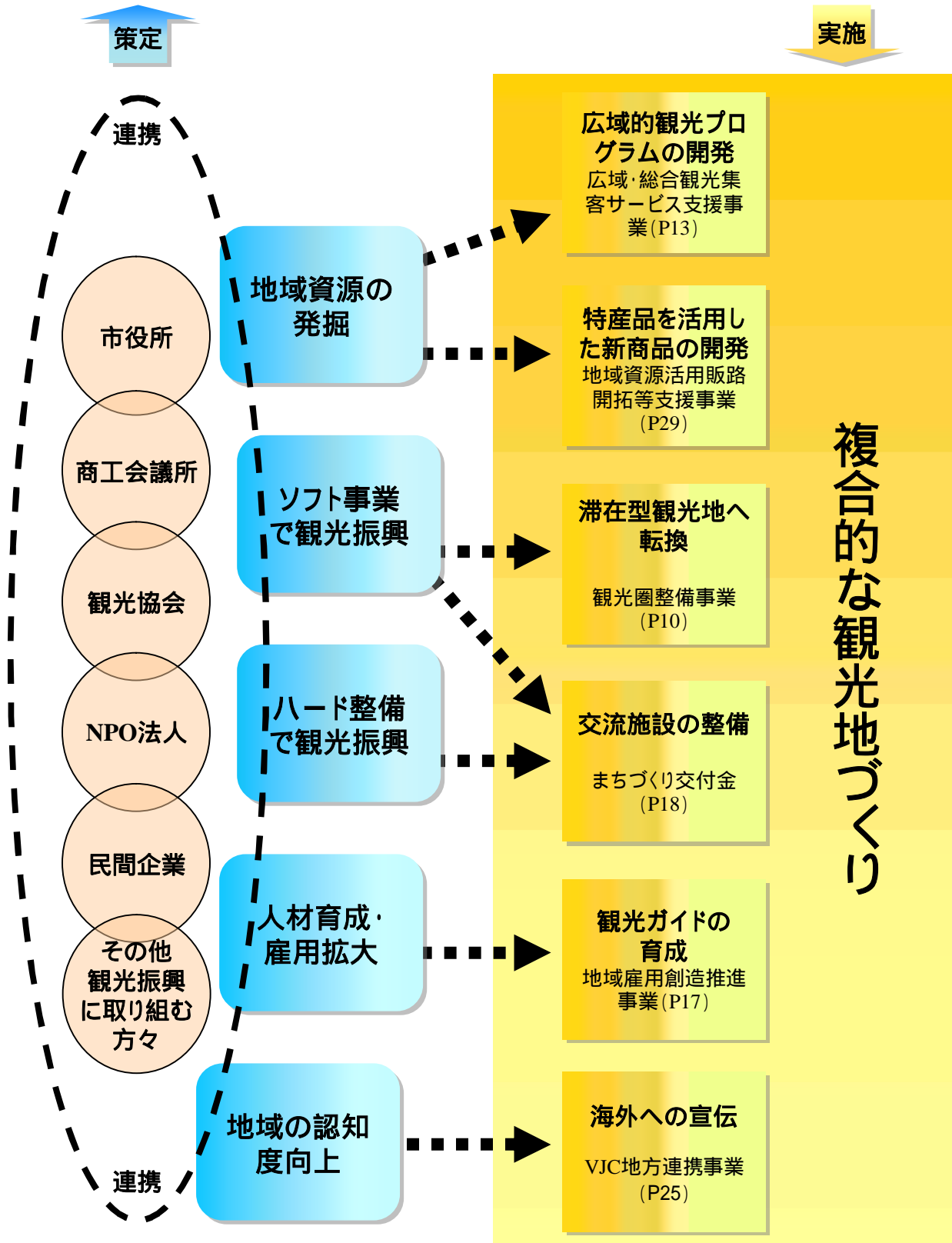
ハード支援

交付金なし

国の観光支援メニューを活用し、複合的な観光地域づくりを！

## 北海道A市の取り組み例

観光地づくりのマスタープラン(観光圏整備計画)



# 1. 観光カリスマ塾

地域のリーダーとして観光地づくりに成功した観光カリスマが、熱意ある受講生に、自らの取り組みプロセス、観光振興の成功過程を講義することにより、各地で地域活性化に取り組む次代の観光まちづくりのリーダーを育成する。

## 対象事業

観光カリスマを講師として、観光カリスマの現地において、20名程度の受講生を対象に、講師となる観光カリスマ自身が策定するカリキュラムをもとに講義・現地視察等を1泊2日(または2泊3日)のセミナー形式で開催する。

\*従来型の個性のない観光地が低迷する中、各観光地の魅力を高めるために観光振興の成功に導いた人々を「観光カリスマ」として全国で100人を選定している。

## 対象者

自治体関係者、観光関連業界、学生等の地域の特色を活かした観光振興や地域の活性化、魅力のあるまちづくりに熱意のある方

## スケジュール(20年度)

・実施時期 平成20年10月～平成21年2月

## 開催実績

- 平成16年度 全国9カ所
- 平成17年度 全国5カ所 (小樽市 観光カリスマ「小川原格」塾長)
- 平成18年度 全国9カ所 (倶知安町 観光カリスマ「ロス・フィンドレー」塾長)
- 平成19年度 全国8カ所
- 平成20年度 全国8カ所 (弟子屈町 観光カリスマ「山田桂一郎」塾長)(11月12日～11月14日)

## 18年度 事例 ～ 倶知安町 通年型アウトドア体験観光カリスマ～

### ロス・フィンドレー塾長

「アウトドア体験型観光による長期滞在型の地域づくり」をテーマに、全国から21名の受講生を迎え開催された。「楽しいまちづくり！」をコンセプトに、地域には「ビジョン」が必要であるという内容で、時には問題提起を行いながら「アウトドア体験観光」だけではない具体例を織り交ぜた講義が行われた。



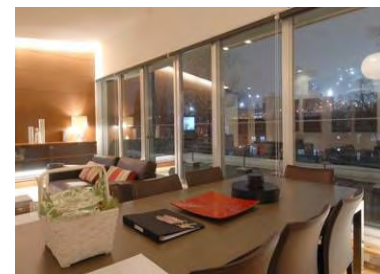
「オリエンテーション」



「観光カリスマ:ロス・フィンドレー氏」



「意見交換会」



「コンドミニアム視察」

\*「コンドミニアム」とは、米国などにおける分譲式マンション。「ヒラフ」では「オーナー」が使用しない期間には貸し出しもあり、不動産の投資目的に所有している物件は貸し出し専用となっている。

## 2. 訪日外国人接遇研修

外国人観光客受入体制整備のため、多言語で標準的な対応に必要な研修を実施することにより、訪日外国人に対応した観光案内体制の充実を図り、対応レベルの向上を図ることを目的とする。

### 対象

訪日外国人受入に積極的な地域の観光関係者、自治体職員等

### スケジュール(20年度)

・未定(11月～3月)

### 実施状況

18年度 実施10件(うち北海道内1件)  
19年度 実施17件(うち北海道内4件)

実施年度	地域	タイトル
18年度	網走市	韓国・中国からの訪日旅行者の特徴とニーズ
19年度	洞爺湖町	世界一流の観光地を目指そう！ ～サミット開催を契機に～
	小樽市	台湾人旅行者の変化と受入接遇のポイント
	千歳市	台湾観光客が北海道でドライブ観光をするために！
	函館市	心からのおもてなしで、世界に開かれた国際観光都市を目指して

「19年度 洞爺湖町世界一流の観光地を目指そう！～サミット開催を契機に～」

### 北海道洞爺湖サミット開催記念

### 訪日外国人受入接遇研修



世界一流の観光地を目指そう！  
～サミット開催を契機に～

11/14(水) 開場13:30 開演14:00 洞爺湖文化センター



【テーマ】「おもてなしの心で外国人観光客に満足してもらうには」  
【講師】山田 桂一郎氏(観光カリスマJTIC SWISS 代表)  
【参加費】無料  
【会場】洞爺湖文化センター 釧田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142  
電話 0142-75-4400

【講師プロフィール】山田 桂一郎氏(観光カリスマJTIC SWISS 代表)

二里宗津中生まれ、07年ツエルマット観光局日本人対応インフォメーション等担当。

92年JTIC(ツエルマット日本語インフォメーションセンター)設立、04年NPO法人

日本エコツーリズム協会理事、05年国土交通省「観光カリスマ百選」(世界のトップレバ

ルの観光ノウハウを各地に広めるカリスマ)に認定される。

「パンフレット」



「講演：山田 桂一郎氏」



「会場風景」



# 3. 観光プロデューサー事業・YŌKOSO! JAPAN大使

## 観光プロデューサー事業

観光振興を通じた地域の活性化を図るため、自身の知識と経験、熱意を持って地域のために活動する「プロデューサー」的人材を欲している地域と、観光地域プロデューサー希望者とのマッチングを行う。

### 概要

書類審査により選定された「観光地域プロデューサー」候補者に対し、国土交通省において実務に必要な技術の向上、実務の事例検証等の演習、業務の基礎知識等の研修を行い研修修了者の中から、人材を欲している選定された地域も参画して各モデル地域の「観光地域プロデューサー」を決定する。

### スケジュール(20年度)

- ・モデル地域募集 平成20年5月
- ・観光地域プロデューサー募集 平成20年6月
- ・観光地域プロデューサー研修 平成20年8月
- ・モデル地域での業務開始 平成20年9月



「観光地域プロデューサー研修」

### 実績

- 平成19年度 5カ所 (千葉県富津市、東京都台東区、山梨県富士河口湖町、静岡県伊豆の国市、富山県立山町)
- 平成20年度 2カ所 (茨城県石岡市、新潟県佐渡市)



「観光地域プロデューサー(写真前列)」

## YŌKOSO! JAPAN大使

外国人旅行者の受け入れ態勢に関する仕組みの構築や外国人に対する日本の魅力の発信といった外国人旅行者の訪日に関して、他の関係者のお手本となる優れた取組みをされた方々を「YŌKOSO! JAPAN大使」として任命してインバウンドを通じた地域活性化の裾野拡大を図る。

### 任命

- 平成20年2月6日 17名任命
- 平成20年6月20日 10名任命



### ルーク・ハフフォード氏(豪)

【ニセコビレッジ総支配人】  
(前 ふらの観光協会誘客宣伝担当)



### ニセコや富良野の通年リゾート化・国際的リゾート化を推進

富良野において、地域の関係者が外客誘致の輪に加わるような橋渡しを行うとともに、豪州等の外国人スキー客が地域の人々や文化と交流しやすい環境整備を精力的に行った。

ニセコに活動拠点を移した後も、通年リゾート化、ファミリー重視の体験メニューの充実など国際的リゾートとしてのニセコの発展に取り組んでいる。

### 西村紘一氏

【Prime Travel & Tour,Pte.Ltd.  
代表取締役社長】



### シンガポールにおける 北海道観光、ドライブブームの火付け役

都市国家シンガポールに暮らす人々に開放感あふれるレンタカーでの北海道ドライブ観光を提案し、シンガポールにおける北海道観光、ドライブブームの火付け役となっている。また、ドライブ観光旅行者の不安を解消するため、カーナビゲーション、携帯電話からの観光情報、GPSなど新しい技術を活用した旅行商品の開発にも積極的に取り組んでおり、団体行動よりも個人旅行を好むシンガポール人の志向に応え、リピーターの獲得に貢献している。

## 4. 農商工連携プログラム

農林水産省と経済産業省が一体となって中小企業者と農林漁業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を支援。

### 「農商工等連携促進法」

#### 農商工等連携促進法に基づく支援措置

##### < 農商工等連携事業 >

中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発に取り組む事業計画を作成し認定を受けた場合、設備投資などを行う際には、低利融資、中小企業信用保険法の特例、設備投資減税、小規模企業者等設備導入助成法の特例、農業改良資金助成法等の特例の対象となる。

##### < 農商工等連携支援事業 >

一定の要件を満たす公益法人又はNPO法人が、農商工等連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等に支援を行う計画を作成し認定を受けた場合、当該事業を実施する際には、中小企業信用保険法の特例の対象となる。

#### 農商工等連携対策支援事業(補助金)

事業化・市場化支援事業(農商工等連携促進法に基づく事業計画に認定が必要)

農商工等連携事業計画の認定を受けた補助事業者が、当該計画に従って行う新商品、新役務の研究開発に係る試作・実験、連携に必要なシステム構築、マーケティング調査等の事業の経費を補助。

・補助率 2/3以内、補助限度額3,000万円/～5年(認定を受けた計画期間)以内

(試作・実験費を申請する場合:上限3,000万円)

(試作・実験費を申請しない場合:上限2,500万円)

連携体構築支援事業(農商工等連携促進法に基づく事業計画に認定は不要)

連携事業者型: 連携体構築に資する規約の作成、コンサルタントなどに係る経費を補助。

・補助率 2/3以内、上限500万円

支援機関型(農商工等連携促進法に基づく支援事業計画に認定が必要): 農商工等連携支援事業計画の認定を受けた補助事業者が、当該計画に従って行う中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供や専門家派遣等の費用を補助。

・補助率 2/3以内、補助限度額500万円/～5年(認定を受けた計画期間)以内

#### 連携事例「農商工連携88選」

・募集 平成20年2月1日～2月22日

・応募 240件

・選定 新商品の開発:47件、新サービスの提供:15件、新しい生産方式又は販売方式:26件

#### 事例:「房州びわ」のブランド化から観光プロジェクト展開

【中核団体】(株)とみうら(千葉県南房総市)

【事業概要】 農業者 - 旅行業者 - 商品開発コンサル等

・地域の「道の駅」が中核となり、特産の「房州びわ」の出荷規格外品を原料として40アイテムを超えるオリジナルブランド商品を開発・販売。

・観光業者、農業者、商工業等の連携により、地域の味覚狩り、農業体験などを一括して受け付ける新しい集客交流モデルを構築し、年間通じた観光客の誘致に成功。

房州びわオリジナルブランド商品

#### 事例:規格外品を含めた地元農産物を活用した観光集客

【中核団体】(株)グラノ24K(福岡県岡垣町)

【事業概要】 農業者 - 旅館業者

・地元農家が栽培した農産物を規格外のものも含め旅館業者へ提供。

・旅館業者が、新サービスとして規格外品を含めた地元農産物を活用したドレッシングなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウエディング事業を開始。

・年間30万人の観光客が訪れる。

レストラン「ぶどうの樹」

# 5. 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業

官民の多様な主体が協働し、伝統・文化等の埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動についての提案を広く募集し、モデル的に実施することにより、「新たな公」の担い手の拡大を通じた地域づくりの新しい道筋をつけ、全国に展開することをねらいとする。

「新たな公」とは、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方。社会貢献による参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的意義がある。

## 対象事業等 (事業期間:最大3ヵ年)

### モデル事業のテーマ

- 「集落機能広域再編等将来を見据えた集落整備」
- ・集落の維持に必要な社会サービスや交通の確保等広域的な共助の仕組みの構築を目指す活動等。
- 「美しく安全な国土の管理・継承」
- ・地域住民、都市住民、NPO等による耕作放棄地等の共同管理、利活用の推進を図る活動等。
- 「二地域居住・定住促進環境整備」
- ・二地域居住・定住希望者のニーズを踏まえた古民家等を活用した受け入れ環境の整備を推進する活動等。
- 「文化伝統等地域資源を活用した持続可能な地域の形成」
- ・地域固有の伝統・文化等の地域資源の再発見を通じた活性化活動や担い手の育成を図る活動等。

### モデル事業の実施地域

- ・維持・存続が危ぶまれる集落をはじめとする人口減少・高齢化が著しい中山間地域等のほか、地方中小都市での取組みも対象とする。
- ・活動の範囲としては、集落・コミュニティレベルから、複数市町村にまたがる範囲まで活動内容に応じて幅広く設定できる。

## 対象者

- ・「新たな公」の担い手となる民間団体 (地域団体、NPO法人等)
- ・市町村 (民間団体と連名の上、代表団体となって、当該民間団体による取組みを対象としたモデル事業について応募。単独での応募は不可。)

## 支援内容

交付額：概ね500万円/件  
(各年度における予算の範囲内で選定)

## スケジュール

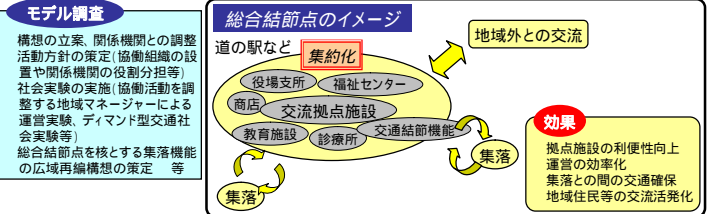
募集：平成20年4月1日～平成20年5月23日

## 採択案件

- 20年度～
- ・置戸町 (北見NPOサポートセンター)
  - ・旭川市西神楽地域 (グラウンドワーク西神楽)
  - ・河東郡上士幌町  
(上士幌町交流と居住を促進する会、  
(株)都市デザインシステム、上士幌町)

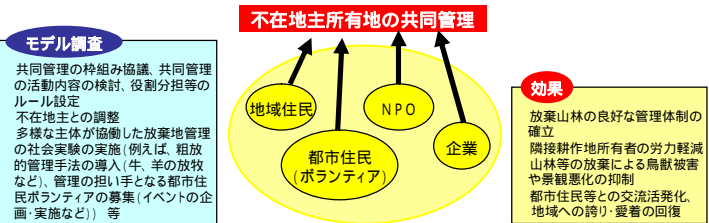
### テーマ 集落機能広域再編等将来を見据えた集落整備

(基礎生活圏を支える総合結節点整備による集落機能の広域的再編のイメージ)



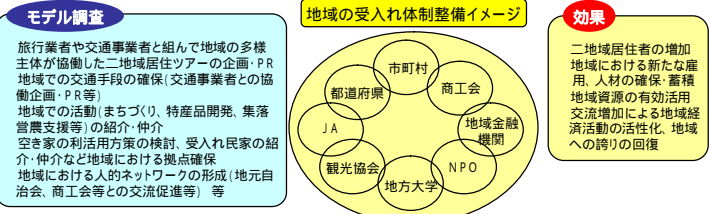
### テーマ 美しく安全な国土の管理・継承

(不在地主所有地の地域住民、都市住民、NPO等による共同管理のイメージ)



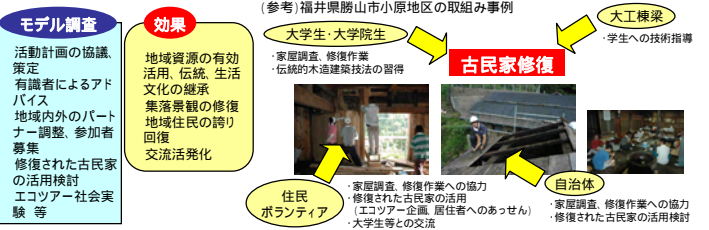
### テーマ 二地域居住・定住促進環境整備

(人口減少地域における地域一体となった二地域居住促進のイメージ)



### テーマ 文化伝統等地域資源を活用した持続可能な地域の形成

(住民、行政等の協働による地域の伝統的資源の掘り起こしとその活用のイメージ)



## 平成20年度 選定事業概要

**置戸町** テーマ **地域資源** 「森の中の小さく、平和なまち」の外国人観光客おもてなしコミュニティづくり「2時間のおもてなし・日本一の通過型観光地を目指して」外国人観光客に対して「田舎でのごく平均的なライフスタイル」を短時間で味わって頂けるようなおもてなしメニューづくりを行い、「日本一の通過型観光地」を目指す。

**旭川市西神楽地域** テーマ **二地域居住** 西神楽地域における「冬期集住・二地域居住 環境推進モデル事業」同じ住宅を用いた農村住民の冬期集住、都市住民の夏期滞在など、複合的な二地域居住に関する意向調査、冬期集住の試行により、将来ある「ふるさとづくり」を行う。

**河東郡上士幌町** テーマ **二地域居住** 既存資源を活かした産官民連携によるまちづくり組織「上士幌コンシェルジュ設立」プロジェクト  
長期滞在の体験ツアーを行うとともに、それを移住、二地域居住につなげるためのコンシェルジュ活動及び調査・実証実験により地域の活性化を図る。

# 6. 観光圏整備事業

観光客の宿泊旅行回数や滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞る型観光を促進する観光圏を形成するため、地方自治体、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等、地域の幅広い関係者が連携した地域活性化の取組みを支援するための観光圏整備事業費補助制度を創設し、観光圏の形成を促進する。

## 対象事業

- ・宿泊魅力向上事業（宿泊施設外観整備、共通食事クーポン、共通入浴券等の企画・開発、従業員研修等）
- ・観光圏商品企画開発・販売促進事業（観光圏形成に係る事業化に向けたマーケティング調査、ロゴ等作成、地域資源を活用した土産品及び土産地消メニューの開発・販売事業、パンフレット作成等）
- ・観光圏人材育成事業（観光圏形成に係る観光従事者及びガイド等の育成（講師等の派遣、教材作成）等）
- ・観光圏交通整備事業（観光圏内の二次交通需要調査、共通乗車船券の企画・開発、レンタカー活用支援等）
- ・観光圏情報提供事業（認定観光圏案内所の開設・運営、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営、観光圏へアクセスするための公共交通施設整備（鉄道、バス、空港その他施設の外国語表記整備）等）
- ・観光圏モニタリング調査事業（観光圏内の入込客数調査、消費額調査、満足度調査等）
- ・その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

## 対象者

地方自治体、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等、観光圏整備事業を実施しようとする者によって組織した協議会

## 交付要件

協議会での協議に基づき都道府県または市町村が「観光圏整備計画」を策定。同計画に沿って観光圏整備事業を行う者が共同で「観光圏整備実施計画」を策定し国土交通大臣の認定を受ける。認定を受けた「観光圏整備実施計画」に基づき実施する事業で国土交通省で補助採択した事業について経費を補助する。

## 補助率

個別事業毎に2/5以内（総事業規模2,500万円程度）、原則として継続した2カ年（最大5カ年）

## スケジュール

20年度事業の公募は8月1日～8月29日、補助金の交付決定は10月1日を予定

21年度事業は平成21年2月上旬に募集開始を予定

## 観光圏整備のイメージ



# 7. 地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組みを抜本的に進めるため、地域住民や団体の提案を受け、地域主体の様々な取組みを立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する。

## 対象事業

国があらかじめテーマを限定せず、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等、幅広い取組み(地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など)に関する提案を公募し、広く複合的な取組み、先導性・モデル性、持続性ある取組み、相乗効果・波及効果の見込まれる取組み、主体的な取組み、計画性ある企画の提出を求め民間有識者からなる地域活性化戦略チームの検討・助言を経て、支援対象プロジェクトを選定する。

プロジェクトの立ち上がり段階における、地域づくりの専門家派遣や、社会実験などを中心に、シンポジウム・説明会による合意形成等、ソフト分野を柱とした様々な取組みを包括的に支援する。

## 対象者

応募主体は、地域活性化に取り組むNPO等の法人、地方公共団体、官民連携の協議会

## 補助率等

委託契約による全額国費による調査として実施する。

取組みの成果を検証するための評価を実施(地域活性化戦略チームに報告)、継続して地方の元気再生事業を行おうとする場合には、2年目の継続の適否を判断する。

## スケジュール(20年度)

- ・募集要領公表 平成20年4月1日
- ・募集期間 平成20年5月1日～5月16日
- ・選定結果発表 平成20年7月11日
- ・事業実施 平成20年8月

地方の元気再生事業は平成20年度から3カ年度を予定している。

## 採択状況

平成20年度 全国 申請1186件(北海道91件) 採択120件(北海道9件)

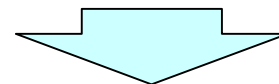
「てんぼくツーリズム・ブランドの確立」にむけた基礎調査と社会実験(幌延町、天塩町、遠別町)

必ずしも有名観光地としては認知されていないものの魅力的な地域資源を有する留萌北部地域において、複数町の民間団体が主体的に連携し、豊かな自然や食などの地域資源の有機的な結合により地域の魅力を最大限に引き出すとともに、この取組みを組織的・持続的に高める体制の確立を図る。



### 平成20年度の主な取組み

地域住民による体験交流活動を活かしたモデルツアー  
地元農業高校と連携した商品開発及び漁協を中心としたトレーサビリティシステムの構築のための実証実験の実施  
来訪者等データベースの構築及びツーリズム担い手育成システムの検討



### 平成21年度以降の展開

試行を踏まえたツアーの実施や開発商品の販売、トレーサビリティシステム及びマーケティングシステムの構築、人材育成システムの稼働等を行うとともに、これらの取組みを踏まえ、ツーリズムマネジメント組織を設立し、「てんぼくツーリズム・ブランド」の確立を図る。

問い合わせ先 内閣官房地域活性化統合事務局北海道地方連絡室

代表 北海道開発局開発監理部開発計画課 tel.011-709-2311(内線5467)

北海道運輸局企画観光部交通企画課、観光地域振興課

北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課

北海道経済産業局総務企画部企画課

北海道地方環境事務所総務課

# 8. 観光地域づくり実践プラン

国内外観光客の増加、地域の経済活性化、生活環境向上及び国民等の観光ニーズに応えるため、観光圏の形成を図ろうとする市町村もしくは都道府県において関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりの取組みを国が所管の事業や施策により総合的、重点的に支援する。

## 対象事業等 (事業期間:概ね5ヵ年)

実施主体となる協議会は、地域固有の特性を踏まえ、地域の自助努力を基本とした「基本構想」の作成と「実施に当たっての推進体制」を整備。

「基本構想」は以下の内容とする。

観光戦略：地域の資源を活かし、地域を訪れる人々を迎え入れるための戦略

事業プラン：観光地域づくり達成のための課題を解決するために必要となる事業・施策

採択された協議会は、関係者間で認識、情報共有を目的として、実施スケジュールを記載した「アクションプログラム」をまとめ、関係する事業・施策を計画的かつ一体的に進める他、毎年度フォローアップ調査を実施する。

観光圏整備法に基づく「観光圏整備計画」が公表されている場合は、以下の内容を計画書に記載することで、実践プランとみなす。(以下「実践プラン(観光圏整備支援型)」)

観光地域づくりを達成するための社会資本整備に係る課題と解決への方針  
社会資本整備事業

## 対象者

・協議会(単独もしくは複数の市町村又は都道府県が、有識者、観光関係事業者、NPO等の関係団体の代表、地元関係者等からなる協議会を設置する。)

観光圏整備法の協議会が組織されている場合には、本協議会でも可。「実践プラン(観光圏整備支援型)」

## 支援内容

- ・国の所管事業の重点的な実施等に配慮
- ・海外宣伝をはじめとするキャンペーンの展開
- ・地域団体が行う観光に関する活動等への支援

## スケジュール

- ・募集：平成20年9月2日～平成20年9月19日
  - ・案件登録：平成20年9月2日～平成20年9月12日
  - ・選定：平成20年9月下旬以降
- 応募に当たっては、事前に案件登録する必要がある。

「観光圏整備計画」が公表されている場合は、随時応募可。「実践プラン(観光圏整備支援型)」

## 採択案件

17年度 富良野市国際観光促進協議会(富良野市)

・大空町観光まちづくり推進協議会(女満別市・東藻琴村)

平成19年度までに、全国で45地域(うち北海道内3地域)が選定されました。

### <富良野市国際観光促進協議会>

#### テーマ

人にも優しい国際観光地づくりをめざし...

自然がもてなす田園休暇...四季がありなす"ふらの旅"紀行

#### 主な取り組み

- ・冬季の観光客を増加させるためにスノードームフェスティバル、ふらのスキー祭りなどのイベントを実施。
- ・地域の沿道景観を形成・保全する北の峰シンボルロードフラワーロード景観形成を促進。
- ・域内での観光客の周遊を促す市内循環バスの運行や、外国人観光客を増加させるため、新千歳空港と市内宿泊施設を結ぶ連絡バスの運行。
- ・外国人観光客を増加させるために外国人インフォメーションセンターの開設。

「北の国から」ロケ地



### <大空町観光まちづくり推進協議会>

#### テーマ

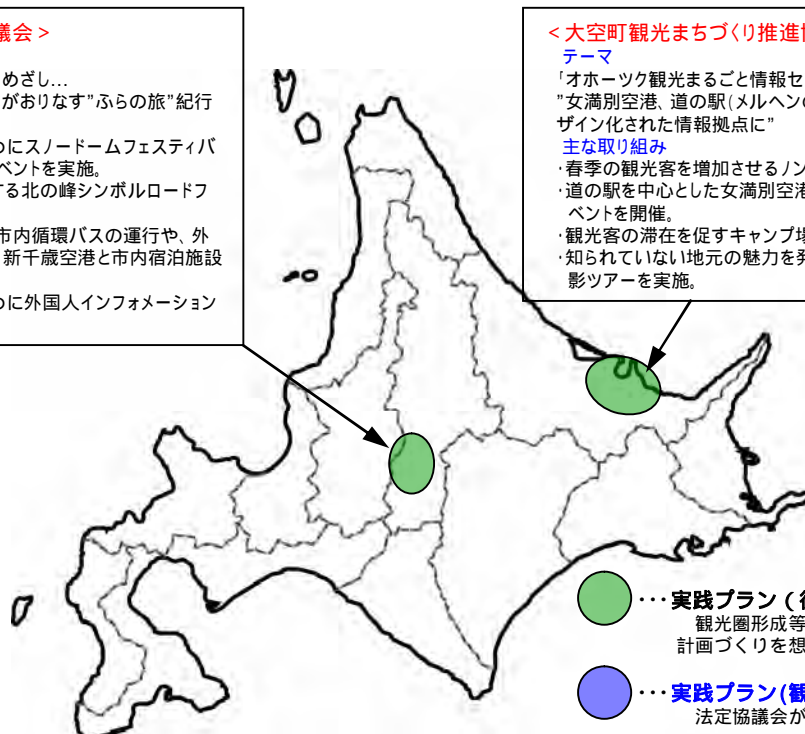
「オホーツク観光まるごと情報センター」

"女満別空港、道の駅(メルヘンの丘)、芝桜公園をユニバーサルデザイン化された情報拠点に"

#### 主な取り組み

- ・春季の観光客を増加させるノンキールランド芝桜まつりの実施。
- ・道の駅を中心とした女満別空港・網走湖周辺へのウォーキングイベントを開催。
- ・観光客の滞在を促すキャンプ場施設整備の実施。
- ・知られていない地元の魅力を発掘するために、フォトコンテスト・撮影ツアーを実施。

メルヘンの丘



…実践プラン(従来型)

観光圏形成等を目的に立ち上げ段階からの計画づくりを想定する場合

…実践プラン(観光圏整備支援型)

法定協議会がハード整備との連携を図る場合

問い合わせ先 北海道開発局 開発監理部 開発調整課  
北海道運輸局 企画観光部 観光地域振興課

tel.011-709-9216 fax.011-709-9215  
tel.011-290-2722 fax.011-290-2702

## 9. 広域・総合観光集客サービス支援事業

広域的な関係者の参画により、他の地域と差別化し地域・業種横断的な総合的取組を推進するため、立ち上がり期の基盤整備づくりを支援。

### 対象事業

- ・モニターツアーの実施、アンケート調査
- ・プログラムの企画開発、商品化に向けた専門家によるアドバイス、情報収集、意見交換会
- ・プログラムの実証事業
- ・コーディネーター、専門ガイド、外国語ガイド育成のための養成講座、英会話講習
- ・体験プログラム等商品PR(Web配信、ポスター・マップ・パンフレット作成)等

### 対象者

コンソーシアム(企業、個人、大学、研究機関、NPO法人、組合等による連携体)

### 補助率

1/2以内(総事業規模2千万円～4千万円程度)、最長3年間の実施が可能

### スケジュール

一次募集 平成20年4月7日～4月21日

二次募集 平成20年7月28日～8月11日

### 採択状況

19年度 申請31件 採択15件(うち北海道2件)

20年度 申請11件 採択3件(うち北海道1件)、19年度からの継続案件12件(うち北海道1件)

### 採択案件

- 19年度 ・登別白老の取組 ～登別白老観光連携ピックアップ事業(20年度継続)
- ・ニセコ倶知安の取組 ～アジア圏からの外国人観光客の増加と情報発信の強化に向けた取組～
- 20年度 ・釧路の取組 ～海底力(そこちから)プロジェクト

### 事例: 登別白老観光連携ピックアップ事業

#### 【実施者】登別白老観光戦略コンソーシアム

<参加メンバー>

(社)登別観光協会、登別温泉極楽通り商店街振興組合、登別市・白老町観光連絡協議会、登別温泉旅館組合、(社)白老観光協会、(財)アイヌ民族博物館、白老商工会、(株)JTB北海道ほか

#### 【事業概要・成果】

##### 国内外でのニーズ調査・情報発信

台湾・韓国での訪日教育旅行や、国内中高生に対する教育旅行についてヒアリング等による現状、ニーズ等を調査。また、アクティブシニア層に対する体験プログラムの提供に対し趣味、嗜好等を調査。白老観光協会HPに滞在型体験プログラム提供を掲載、観光案内所でも配付。

##### アイヌ文化への理解を深める取組

アイヌ民族の伝統的楽器(トンコリ)の演奏体験プログラムを試行し、教育旅行生、アクティブシニア層30人が体験し、新たな関心を喚起することができた。

アイヌ民族博物館での4か国語によるFM送受信機器を活用した多言語ガイドシステムを導入し、外国人観光客のアイヌ文化への理解促進と利便性向上に寄与した。

##### 観光客を商店街に誘導する賑わい創出

地獄谷散策路にフットライトを設置したほか、「歓迎行灯」や湯茶提供等「店主おもてなしサービス」を実施し、132日間で4万人以上を商店街へ誘客した。

##### 「白老まちめぐりパス」の導入実証実験

町内26の観光施設・飲食店・温泉施設等が参加し、施設利用や食事の割引、入浴チケット、町内を回遊する「宝さがしゲーム」をセットにした「まちめぐりパス」を発行し、316人が利用。地域内循環や滞在促進策として有効であること、地域内の経済波及効果が確認された。



トンコリ演奏体験



店主おもてなしサービス



白老まちめぐりパス事業

# 10. まちめぐりナビプロジェクト

観光立国の実現に向け、訪問先の地理に不案内な国内外観光客の移動を円滑にするため、地域の創意工夫を活かした取り組みを公募し、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進することを目的とする。

## 対象事業 (事業期間: 単年度)

- ・交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築
- ・標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築
- ・外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備
- ・観光案内施設による観光客の属性に応じたきめ細かな情報提供
- ・カーナビや情報拠点施設の活用等による、隣接観光地の連携した広域的な情報提供
- ・移動経路や施設情報に対する観光客のニーズをふまえ、随時更新できる情報提供システムの構築 など

## 対象者

協議会(単一もしくは複数の地方公共団体又は国の行政機関が本事業の基本構想等を策定するため観光協会、観光関係事業者、NPO団体等の関係者からなる協議会を設置する。)

## 支援内容

交付額: 概ね1,000万円/件(選定数等による変動有り)

## スケジュール

- ・募集: 平成20年6月16日～平成20年7月11日
- ・案件登録: 平成20年6月16日～平成20年6月27日
- ・選定: 平成20年8月22日
- ・応募に当たっては、事前に案件登録する必要がある。

## 採択案件

- 18年度 北海道における地域協働型外国人ドライブ観光推進事業(石狩支庁等)
- 19年度 湯の川オンパクにおける観光客向け個別カスタマイズドサービス提供実験(函館市)
- 20年度 ぷらの「街ぐるみナビ」事業(富良野市)
- 平成20年度は、全国で20件(うち北海道内1件)が採択された。



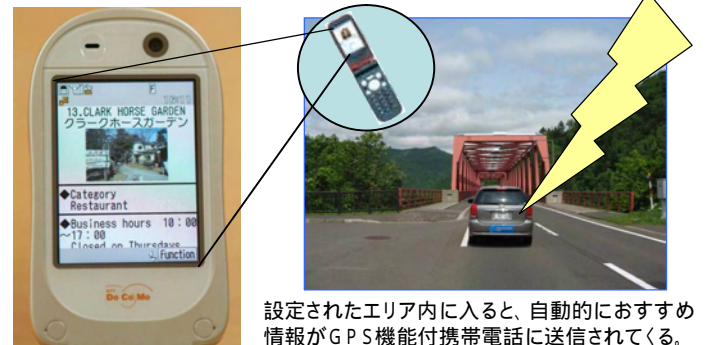
# 北海道における地域協働型外国人ドライブ観光推進事業(石狩支庁等)

北海道における外国人ドライブ観光推進協議会

- ◆ 北海道への外国人旅行者は従来パックスツアーによる団体客が中心だったが、シンガポールや香港からのレンタカーツアーが組まれるなど、**個人型・小グループ型の観光が増加傾向**にある。
- ◆ しかし、現行では**外国人向けの情報提供、案内手法が構築されていない**ので、快適にドライブできる環境とはなっていない。

本システムを活用すると・・・

- 日本語が分からない外国人観光客でも英語版パンフレットに掲載された観光地の**写真と数字(マップコード)**、**カーナビの英語による音声案内**をたよりに、**目的地まで快適にドライブ**できる。
- GIP機能付携帯電話にシーニックバイウェイの活動団体が情報収集した域内の**飲食情報**等が自動送信されるので、**その地域でおすすめの食事場所**等を移動しながら**見つける**ことができる。



問い合わせ先 北海道開発局 開発監理部 開発調整課  
北海道運輸局 企画観光部 観光地域振興課

tel.011-709-9216 fax.011-709-9215  
tel.011-290-2722 fax.011-290-2702



# 11. ニューツーリズム創出・流通促進事業

新たな形態の旅行商品の創出に向けて、地域の観光関係者が行うモニターツアーについて支援を行う。また都市部旅行会社等のパッケージツアー造成や旅行者への情報提供をすすめるため、ニューツーリズム旅行商品のデータベースを作成し流通促進を図る。

ニューツーリズム：グリーンツーリズム・エコツーリズム・ロングステイ・ヘルスツーリズム・産業観光・文化観光等

## 対象事業

### モニターツアー

体験型、交流型旅行のニーズの高まりをふまえ、旅行者ニーズの把握を行うため新たな形態の旅行商品のモニターツアーを実施し、地域と意見交換会やアンケートの実施を通じニューツーリズム旅行商品のニーズの把握・分析を行う。

実証事業参加者(モニター旅行者等)に対するアンケートや意見交換会の実施及び集計・分析に係る経費。

実証事業の実施に要する経費の例として

- ・旅行商品造成のための意見交換・調整等の事務経費、ガイド等の研修経費
- ・旅行商品を告知するためのリーフレットの作成・セミナーの開催等の広報経費
- ・旅行商品催行のためのガイドマップの作成、現地での二次交通の試験運行等の経費 等

モニターの現地までの往復の交通費や旅行商品の直接原価となる宿泊、飲食、体験などの経費は地域又はモニター旅行者の負担とする。

### データベース

地域の旅行会社が体験型、交流型等のニューツーリズム旅行商品の登録を行い、都市部の旅行者等とのマッチングの場を創設する。

## 対象者(モニターツアー)

地域の観光関係者(旅行者者を含むものとする。)

## 補助率(モニターツアー)

原則1事業あたり概ね100万円、内容により増減。

## スケジュール(20年度)

- ・一次募集 平成20年4月7日～5月14日
- ・モニターツアー実施 平成20年6月～平成21年1月
- ・二次募集 平成20年7月2日～8月4日
- ・モニターツアー実施 平成20年9月～平成21年1月

## 採択状況

- 19年度 申請125件(うち北海道内15件)  
採択47件(うち北海道内5件)
- 20年度 一次募集申請 101件(うち北海道内16件)  
一次募集採択 46件(うち北海道内6件)  
二次募集申請 87件(うち北海道13件)  
二次募集採択 8月末頃の予定

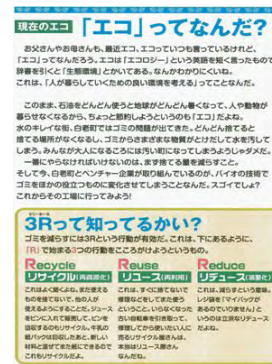
## 採択案件

- 19年度 採択案件
- ・ふらの発スローライフツアー(富良野)
  - ・海と陸から知るアイヌ語地名と温泉文化 紅葉、学び、味わいの旅(登別) 他
- 20年度 一次募集採択案件
- ・洞爺湖マンガツアー(洞爺)
  - ・ミライノウジ～神秘的湯「豊富温泉」～4日間お試しモニター(仮)(豊富) 他



「平成20年度 白老パンフレット」

「2008しらおいカルチャーウィーク 夏休みしらおいエコ体験プログラム 研究ノート」



# 12. 公共交通活性化総合プログラム

地域の公共交通の維持・活性化及びこれらと連携した地域における観光振興等を進めるにあたり、関係者の利害が輻輳する等、なかなか進捗しない課題・問題を抱える地域に対し、北海道運輸局等が中心となって関係者の合意形成を図る等の具体的な問題解決方策の策定を支援する。

## 対象事業

- ・地域の抱える交通問題について、プログラムの熟度及び期待される効果の高い事業
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通総合連携計画の策定に繋げていくために有効とされる事業
- ・いわゆる「エコ通勤」にかかる取組みに係る事業 など

## 対象者

地方自治体・交通事業者・商工観光関係者・NPO法人・地域住民等の相談、要望をもとに、北海道運輸局が実施。

## 補助率

当プログラムは、補助金ではないため、自治体等への直接交付はない。

## スケジュール

相談は随時受付。内容の熟度や予算の状況等を総合的に勘案し国土交通省の審査を経たうえで、年度末に次年度のプログラム事案として採択する。

## 採択状況(北海道)

18年度 6件 19年度 6件 20年度 4件

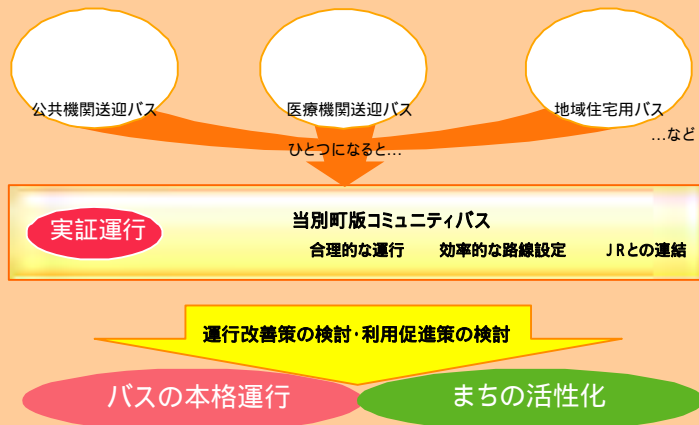
## 採択案件

- 18年度 摩周湖周辺におけるエコ交通整備検討プロジェクト(弟子屈町)  
北海道周遊航空券による航空交通活性化検討プロジェクト(北海道全域)  
当別町コミュニティバス実証運行に係る利用動態検討プロジェクト(当別町)  
さっぽろ散策バス(仮称)による交通等活性化検討プロジェクト(札幌市) 他
- 19年度 摩周湖周辺におけるエコ交通整備検討プロジェクト(18年度から継続・弟子屈町)  
北海道周遊航空券による航空交通活性化検討プロジェクト(18年度から継続・北海道全域)  
水陸両用車の活用による中心市街地における公共交通活性化プロジェクト(釧路市)  
帯広まちなかバスにぎわいプロジェクト(帯広市) 他
- 20年度 新千歳空港大雪時における交通情報提供体制検討プロジェクト(千歳市)  
北オホーツクのバス交通整備プロジェクト(稚内市・猿払村)  
苫小牧工業地域におけるエコ通勤導入プロジェクト(苫小牧市)  
函館バリアフリーボランティアプロジェクト(函館市)

### 当別町コミュニティバス実証運行に係る利用動態検討プロジェクト(平成18年度)

当別町と札幌市あいりまでの里までの間を多目的に運行している複数バスの運行を一元化し、低コストで利便性の高い路線バスの実現に向けた当別町の実証運行において、利用動態調査等を行い、平成19年度の本格運行に向けての運行改善策及び利用促進策について検討した。

[当別町コミュニティバス一元化イメージ図]



### 摩周湖周辺におけるエコ交通整備検討プロジェクト(平成18～19年度)

摩周湖地域への交通アクセスや地域での移動手段については、圧倒的にマイカーや貸切バスの利用が多いことから、同湖とその周辺の環境保全と観光と地域社会の共生をめざし、マイカー通行規制・代替バスの運行など、エコ交通施策について調査・検討を行った。



# 13. 地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)

雇用機会の創出の意欲が高い地域を支援するため、地方自治体を中心とした地域の協議会が提案する事業について、コンテスト方式による審査を行い効果の高い事業を提案した地域にその事業を委託する。

## 事業内容

- ・雇用拡大メニュー
- ・人材育成メニュー
- ・就職促進メニュー

## 対象

単一もしくは複数の地方自治体、経済団体、有識者等、地域の雇用創造の方策を検討するために組織された協議会。

## 委託要件

- ・地域が重点的に振興を図る分野における雇用の創出及び地域の求職者の就職を促進するための「地域雇用創造計画」を策定し都道府県労働局長の同意を受けること。
- ・新パッケージ事業の活用を盛り込んだ地域再生計画を策定し内閣総理大臣の認定を受けること。
- ・提案した事業構想が厚生労働省に設置された第三者委員会において採択されること。

## 事業規模・事業期間

一地域あたり各年度2億円(都道府県が中心となり2以上の市町村を含む地域が実施する場合(広域版)は3億円)を上限とし、同一地域における事業期間は3年度間を上限とする。

### 採択事例：「観光を軸とした産業クラスターの形成」による雇用創造事業 【実施者】登別市雇用創造推進協議会 【実施期間】平成20年度～平成22年度

#### 主な取組み(人材育成メニュー)

##### ・ケアツーリズム・アテンダント養成事業

高齢者や障がい者の旅行コースに対応できる人材確保のため、ホームヘルパー養成講座、観光ガイドヘルパー養成講座を実施し、ケアツーリズム・アテンダントとしての人材を育成する。

##### ・健康保養ガイド養成事業

地域資源を活かし、温泉療法講座、食事療法講座、気候療法講座を実施し、自然療法を医学的に活用したヘルスツーリズムサービスや地域住民向け健康保養サービスの提供を担う人材を育成する。

##### ・地域観光マネージャ養成事業

適切な観光情報や資源の紹介、地域観光のコーディネート及び多様化した観光コースに対応できる企画力や経営力を身に付けるため、地域資源講座、ホスピタリティ講座、観光地域マネジメント講座を実施し、地域観光コンシェルジュサービスを担う人材を育成する。

3年度間で観光分野に294人の雇用創出を目指す。

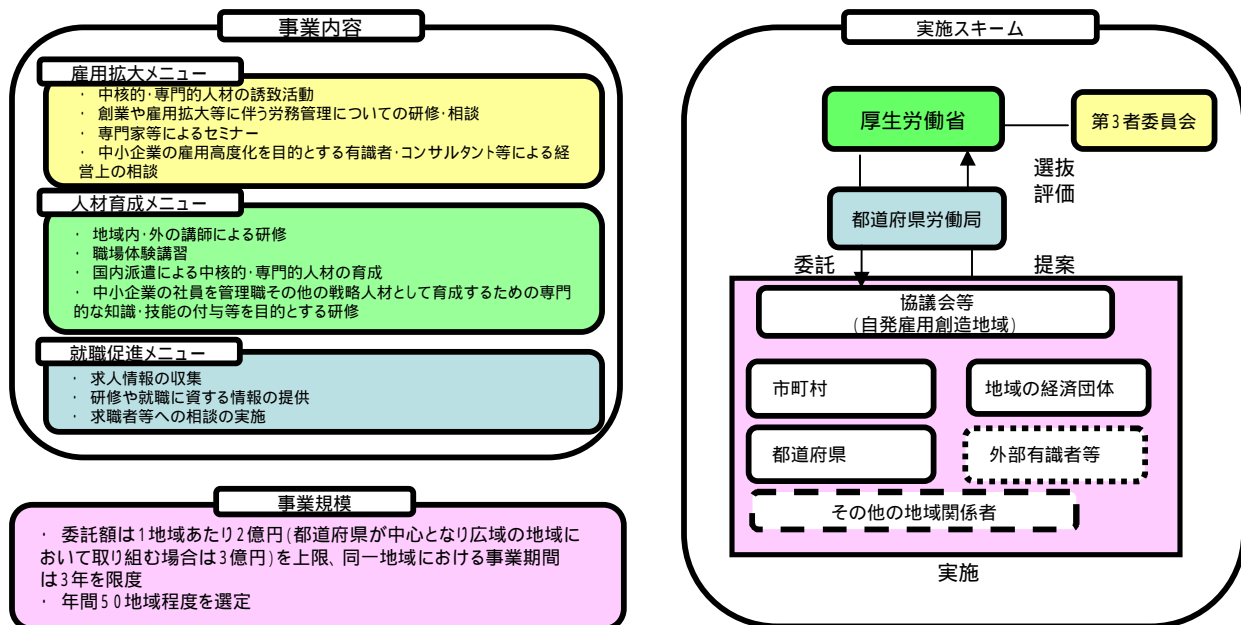


(座学研修)



(実地研修)

## 地域雇用創造推進事業の概要



# 14. まちづくり交付金

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を目的としたものであり、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業費用に充当するための交付金。

## 対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

### 基幹事業

- 道路、公園、下水道、区画整理、市街地再開発事業等の都市施設・基盤整備事業および、公営住宅の整備。
- 交流施設、緑化整備等の高次都市、高質空間整備も可能。(既存建造物のコンバージョンも可)

### 提案事業

- 市町村の提案に基づく事業及び、ソフト事業。(従来の補助要件を満たさないもの、補助メニューに無いもの、国交省以外の補助メニューでも活用可能。)

## 対象者(事業主体)

市町村

## 支援内容

- 交付金率：交付対象事業費(交付対象となる基幹事業と提案事業の総額)の最大40%
- 交付期間：3～5年間  
市町村が「都市再生整備計画」を国土交通大臣に提出、国は客観的評価基準に基づき都市再生基本方針に適合しているか及び十分な事業効果が得られるか確認し、都市再生整備計画に基づき年度ごとに一括して交付金を交付。

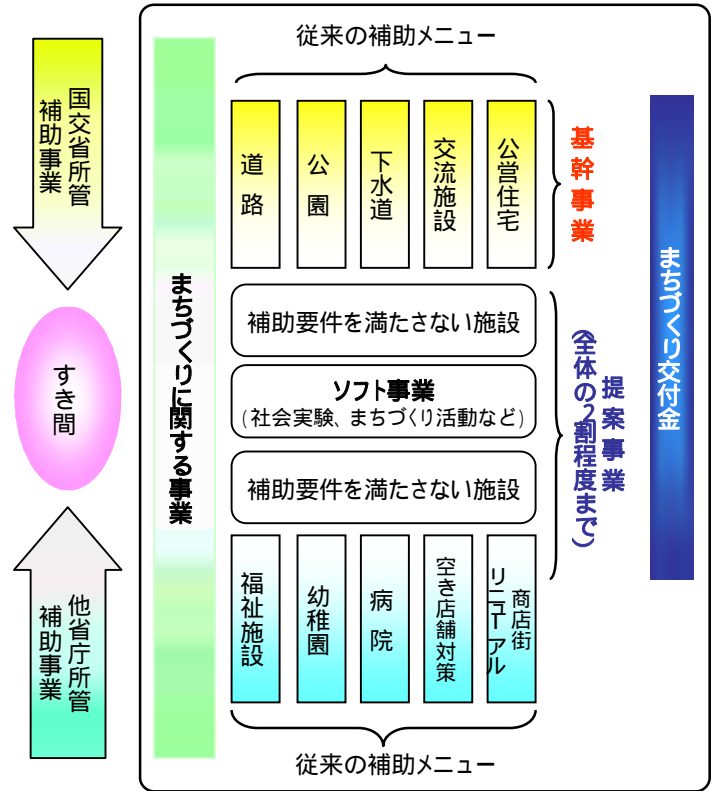
## スケジュール

- 翌年度予算概算要望：5月頃
- 翌年度予算本要望：11月頃
- 都市再生整備計画の提出：3月上旬

## 活用条件

- 19年度～ 札幌市厚別副都心地区、他10地区
- 20年度～ 北見市留辺藪町温根湯温泉地区、他4地区

平成20年4月時点、全国で1354地区(うち北海道内37市町村42地区)がまちづくり交付金により都市再生を実施中。



## 恵庭市(南島松地区)

市民の主体的活動により形成され、市内外から多くの人々が訪れる「花の庭」近傍に交流拠点を整備し、地域交流、地域振興を促進する。

交付期間	平成16年～平成19年
基幹事業	地域生活基盤施設 多目的広場(ウォーターガーデン、照明含)
	高次都市施設 地域交流センター
提案事業	地域創造支援事業 観光特産品開発支援促進事業

### まちの課題

- 恵庭市における様々な要素を有機的且つ複合的に結びつけ、「まちの売り」となる、付加価値の高い「地元特産物」「市民活動」そして「観光資産」が効果的に創出される体制を確保し、「特徴のないまち」「行政主導のまち」からの転換を図る必要がある。
- 恵庭市は札幌の通勤圏の都市として発展してきた経過から、住んでるまちに関心がない住民が多い。主体的な参加を実現させる拠点の配置が必要である。
- 全道有数の交通量を誇り恵庭市を縦断している国道36号に、広域的な利用が可能な情報・休憩施設を配置、更に鮭が産卵する豊かな自然特性を利用した「川に学ぶ・遊ぶ」機能を活用することにより、「通過するまち」から「溜まるまち・情報発信するまち」へ転換を図る必要がある。

### まちづくり交付金を活用

地域交流センター「花ロードえにわ」の整備  
及び関連事業、ソフト事業の実施

市民と観光客の交流拠点創出  
地域の情報発信基地として活用



オープン以来  
170万人以上が来場  
(H18.7オープン、H20.6未現在)

# 15. 中小商業活力向上支援事業

商店街等が行う集客施設等の整備や情報発信事業等賑わいづくりへの取組を幅広く支援。

## 対象事業

商業施設や教養文化施設等の集客施設の整備、空き店舗を活用した特産品のアンテナショップの設置運営、商店街マップ等の作成による情報発信事業、新規イベント立ち上げ事業 等

## 対象者

組合等(商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、共同出資会社、特定会社、第三セクター等)、特定非営利活動法人、民間事業者(個人、個人事業主を除く)

## 補助率

1/2以内、下限額:100万円、上限額:5億円

## スケジュール

一次募集 平成20年2月7日～3月3日  
二次募集 平成20年5月30日～6月30日  
三次募集 平成20年8月28日～(申請締め切り日は特に設けず、予算の範囲内で申請のあったものから随時審査・採否の決定を行う。募集対象事業は年度内に事業が完了するものに限る。)

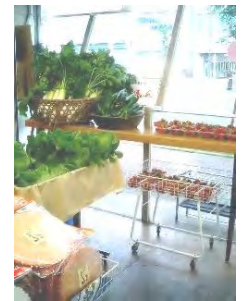
## 採択状況(20年度:二次募集まで)

90事業(うち北海道8事業)

## 採択案件(20年度:二次募集まで)

- ・空き店舗を活用した地元農水産物のアンテナショップ、休憩スペース設置事業(NPO白老消費者協会)
- ・空き店舗を活用したまちの駅「栗夢プラザ」事業(くりやま駅前通り商店街協同組合)

他6事業



特産品のアンテナショップ



特産品・オリジナルグッズ等のフリーマーケット

## 事例:特産品アンテナショップ・コミュニティ施設(平成18～20年度)

【実施者】岩内町名店街協同組合

【事業概要】商店街の空き店舗を活用し、特産物のアンテナショップ、高齢者サロン、子育てサロンを運営し、賑わいを創出する事業。



## 事例:道の駅に隣接した地元特産品を扱う商業施設(平成18年度)

【実施者】(株)斜里工房しれとこ屋

【事業概要】「道の駅しやり」に隣接し、地元食材のアンテナショップや地元食材を豊富に使用したメニューの食堂等を備えた地産地消型商業施設。



中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づいて、中心市街地で商店街・商業者等が実施する、まちの賑わいづくりへの取組については、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」として、ソフト・ハード両面から重点的に支援。

# 16. 住民参加型まちづくりファンド支援事業

NPO、住民、地元企業等の主体的参画による地域の特色あるまちづくりの推進を図るため、NPOなどの市民団体等が行うまちづくり活動に対して支援。具体的には地元公共団体等が設置する「住民参加型まちづくりファンド」に資金拠出を実施する(財)民間都市開発推進機構に対して国が補助を行う。

「住民参加型まちづくりファンド」(以下「ファンド」)とは、公益信託、公益法人(財団法人、社団法人)、市町村長が指定するNPO等の非営利法人、地方公共団体が設置する基金をいう。

## 対象事業等

助成の対象となる「ファンド」の要件(次の～の全ての要件を満たす必要がある)

地域住民、地元企業等によるまちづくり事業への助成等を行うもの。

地方公共団体から当該ファンドに資金拠出が行われていること。

募集等によって、当該ファンドに住民・企業等からの資金拠出が既に、行われ又は、今後行われることが見込まれるもの。

### まちづくり事業の例

(景観形成)

・街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動など

(まちの魅力アップ)

・シンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備など

(伝統文化の継承・歴史的施設の保全)

・伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修、歴史的土木施設(波止場・護岸等)の保全など

(観光振興)

・観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置など

(安心安全なまちづくり)

・防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置

・バリアフリー化のためのスロープの整備など

(その他)

・ポケットパークの整備、広場への遊具の設置など

ただし調査費の助成やゴミ拾い活動、ワークショップの開催などソフト事業のみの活動は対象とならない。

## 対象者

・ファンドを設立又は設立する予定がある団体等

## 支援内容

・交付額：民間都市開発推進機構(以下「民都機構」)の拠出限度額は、次の～のうちの最小金額となる。

原則として2,000万円。ただし、対象となる当該ファンドの規模、助成等の対象等を考慮し、必要と認められる場合には、5,000万円まで拠出可能

当該ファンドに対する地方公共団体の拠出金額

当該ファンドの総資産額(民都機構拠出分を含む)の1/3

国の補助対象は、ハード事業への支援のみとなる。

## スケジュール

・募集：平成20年4月28日～平成21年1月30日

応募件数等の状況に応じ、選考を行い、予算額に達し次第、募集を終了

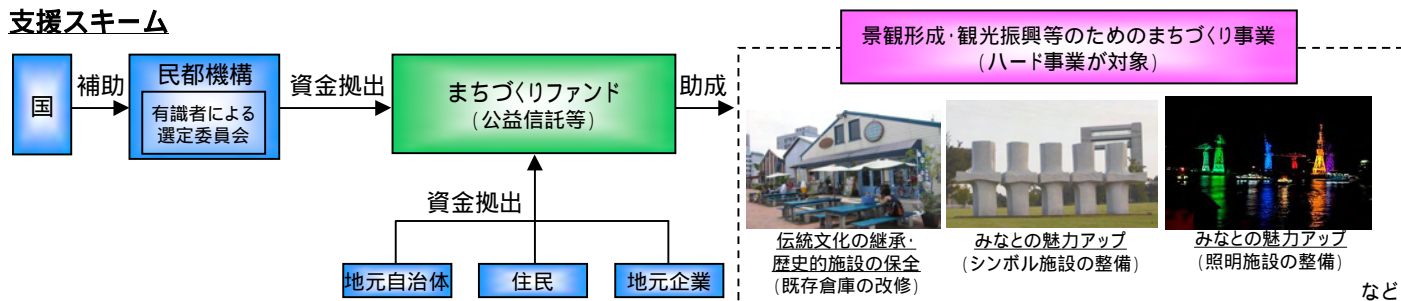
・選定：平成20年10月頃(必要に応じて追加選定)

## 採択案件

・平成19年度は、全国で27ファンドが資金拠出を受け事業を実施。

これまでに、北海道内での実績はない。(平成20年4月時点)

## 支援スキーム



# 17-1. 景観・歴史的環境形成総合支援事業 - 景観形成総合支援事業 -

景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組みを支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。  
(平成19年度～23年度末までの時限施策)

## 対象事業等 (事業期間:3ヵ年以内)

### 対象地域

・景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む)の存する地域であり、かつ制度要綱に掲げる要件のいずれかを満たす地域(北海道は全市町村が対象地域となる)

### 対象事業

必須事業(次のいずれかは、必ず実施する事業)

- 1)景観重要建造物の修理、買取又は移設
- 2)景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

選択事業(必須事業と併せて行う事業)

- 1)景観重要建造物の外観修景
- 2)建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
- 3)良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備
- 4)公共公益施設の高質化
- 5)良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動

## 対象者及び補助率

・市町村(景観行政団体)、都道府県(当該都道府県の管理施設を対象とする場合に限る)

[直接補助:事業費の1/3以内]

・景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人

[間接補助:事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内]

## スケジュール

・翌年度予算概算要望:7月頃

・翌年度予算本要望:12月頃

新規地区・変更地区については、本要望後に景観形成・活用事業計画についてのヒアリングを行い、計画を承認

## 活用案件

19年度～ 東川町中心市街地・東部・西部地区

20年度～ 東川町キトウシ地区

平成20年7月時点、全国で11地区(うち北海道内1町2地区)が景観形成総合支援事業により取組み実施中。



## 上川郡東川町(中心市街地・東部・西部地区)

事業計画期間 平成19年～平成21年

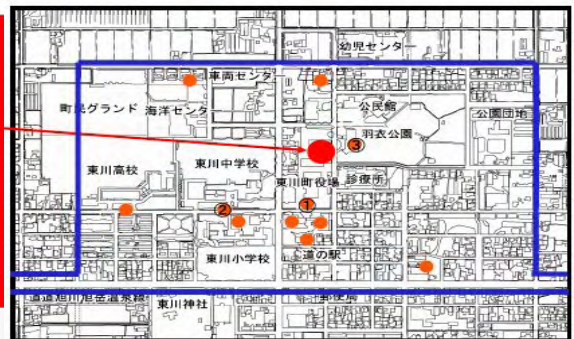


### 選択事業(写真は一部抜粋)

- ①役場前広場の美化
- ②パーゴラの塗替え、一部除去
- ③福祉センターの外壁塗替え 等



必須事業対象「郷土館」  
(景観重要建造物指定予定)  
○屋根・外壁の修理



■ 事業対象区域 (一部) ● 必須事業対象「郷土館」 ● 選択事業対象 (一部)

景観重要建造物の旧町役場「郷土館」を中心に、事業対象区域を設定。必須事業として「郷土館」の保全を行い、郷土資料館やイベント会場としての活用を計画。合わせて周辺の修景を行い、観光客誘致の取組を推進。

○景観重要建造物に指定予定の旧町役場「郷土館」を中心に、事業対象区域を設定。  
○必須事業として「郷土館」の保全を行い、郷土資料館やイベント会場としての活用を計画。合わせて周辺の修景を行い、観光客誘致の取組を推進。

問い合わせ先 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 計画調整係

tel.011-709-2311(内線5867) fax.011-738-0235

魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組みを総合的に支援する。

### 対象事業等

対象地域

・市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域

対象事業

・コア事業

歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設

・付帯事業

歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域における周辺施設の整備

- 1 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善
  - 2 歴史的風致形成建造物等の活用を促進するための施設の整備
- 歴史的風致形成建造物等の活用に係るソフト事業



### 対象者

- ・地方公共団体（都道府県に対しては都道府県管理施設を対象とする場合に限る）
- ・市町村を構成員に含む法定協議会
- ・民間団体・個人（市町村を通じた間接補助を実施）

### 補助率

- ・コア事業 総事業費の1/2以内
- ・付帯事業 総事業費の1/3以内

〔間接補助については、コア事業及び付帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内〕

### スケジュール

- ・翌年度予算概算要望：7月頃
- ・翌年度予算本要望：\_\_\_\_\_

### 活用案件

- ・平成20年度からの新規事業であり、事業採択はまだ行なわれていない。（平成20年7月時点）



# 18. みなと振興交付金

知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る港湾所在市町村等の取り組みを支援するための制度。

## 対象事業等 (事業期間: 5 年以内)

### 基幹事業

- 以下の港湾施設の建設又は改良  
係留施設、水域施設(泊地等)、外郭施設(防波堤、護岸等)、  
臨港交通施設(臨港道路等)、港湾環境整備施設(緑地等)、  
港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸 等

### 提案事業

- 地域の提案に基づく事業であって、基幹事業の整備と相まって、みなと振興計画の目標を達成するのに必要不可欠な事業  
＜全体事業費の2割以内＞

### 交付要件

- 認定: 5年以内達成する目標及びそのための事業等を記載した「みなと振興計画」を一括して認定
- 採択基準: 地域の知恵と工夫をこらした計画であること  
全体事業費1億円以上の計画であること
- その他: 基幹事業については、一般公共事業債の適債事業(起債充当率90%、交付税措置50%)  
提案事業についても、施設整備の場合、個別プロジェクトごとの判断で適債事業となるものもある

## 対象者

港湾所在市町村(港湾管理者との連携も可)

## 支援内容

- 交付限度額: 基幹事業に各施設別の補助率を乗じて得られる国費の総額
- 交付率: 交付限度額を全体事業費で除して得られた率
- 提案事業に対する交付額: 提案事業の事業費に交付率を乗じて得られる額

## スケジュール

- 随時受付  
港湾所在市町村等がみなと振興計画を作成し、国の認定を受ける

## 活用案件

- 19年度～ 稚内港北地区「国内・国際交流拠点再生計画」(平成19年4月認定)
- 20年度～ 網走港川筋地区「水辺と親しむ観光交流拠点の形成」(平成20年4月認定)
- 平成20年4月時点、全国で34プロジェクト(38港湾)(うち北海道内2プロジェクト(2港湾))がみなと振興交付金により事業を実施中。

- ◆施設整備と併せた社会実験等の実施による賑わい空間づくり
- ◆複数港の連携による交流拠点づくり
- ◆「運河の魅力再発見プロジェクト」の支援 等



緑地プロムナード 旅客ターミナルを中心とした交流拠点 放置プレジャーボートの収容施設

### ○提案事業のイメージ



待合上屋の整備 海洋学習支援施設 みなとの情報提供施設の整備  
社会実験の実施 港湾関連倉庫等の改修 港湾空間のバリアフリー化

**施策の効果** 地域の知恵と工夫を活かした施設整備や社会実験等により、効率的かつ効果的にみなとの振興、地域の活性化を実現

### 稚内港

- ＜基幹事業＞  
北ふ頭は、港湾来訪者の交流機会増加を目指した緑地整備
- ＜提案事業＞  
中央ふ頭は、利尻・礼文両島への離島フェリーおよびサハリンへの国際フェリーを集約した交通結節点並びに旅客待合拠点の整備




全体イメージ  
緑地イメージ

凡例  
■ 基幹事業  
■ 提案事業



### 網走港

- ＜基幹事業＞  
市民や観光客が散策できるよう観光交流拠点上流部から河口部まで連続したプロムナードや市民や観光客が憩い、楽しむことのできる緑地整備
- ＜提案事業＞  
市民やプレジャーボート・遊漁船利用者や流水観光砕氷船オーロラ号に乗船する観光客が交流の場として活用できる旅客待合・交流施設の整備



緑地イメージ

川筋地区からの運航  
流水観光砕氷船オーロラ号

旅客待合所イメージ

凡例  
■ 基幹事業  
■ 提案事業

# 19. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「農山漁村活性化法」という。)に基づき、地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図るために作成した計画に対し、国がその実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組みを交付金により支援する。

## 事業内容

- ・農林漁業の振興その他就業機会の増大  
地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備への支援
- ・定住等促進のための良好な生活環境の確保  
良好な生活環境に必要な情報通信施設の整備、簡易な給水・排水施設等の整備への支援
- ・都市等との地域間交流の促進  
市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民を対象とした農業等の技術取得のための研修施設等の整備への支援。  
(なお、観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)において、農山漁村活性化法の特例が認められているのは、これらの事業のうち、都市等との地域間交流の促進に関する事業及びそれに付随する事業又は事務となっている。)

## 補助率

定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3 (沖縄県2/3、8/10)(奄美6/10、5.2/10)以内

## スケジュール(20年度)

- ・公募期間等  
平成19年12月 事前相談開始  
平成20年2月15日 計画提出

## 鳥取県若桜町 若桜活性化計画の取組みについて

### 現状と課題

現在、町の人口はピーク時の約半分の4,300人に減少し、高齢化率も36%と全国平均を上回っている状況にある。農林業にあっては、担い手の減少や高齢化による生産力の弱体化など取り巻く環境は厳しい状況が続いており、今後、農林業所得が少しでも向上するよう計画し、地域の活性化を図っていくことが、課題となっている。

### 町の特徴

本町は、鳥取県の東南端に位置し、総面積は199km<sup>2</sup>を有している。総面積の内、約96%を山林などが占め、特に水ノ山一帯は国定公園に指定され、ツナギの自然林や高山植物など貴重な自然にも恵まれており、県東部を代表する水ノ山スキー場も観光拠点の一つとなっている。また、町の中心地は若桜宿と呼ばれ明治時代の建物・蔵等が残されており、蔵通り・カリヤ通りに県内外から観光客が訪れている。



### 計画の目標及び取組内容

目標: 都市住民との交流人口を3年間で418千人から544千人に増加させる。

取組内容: 町の玄関口である若桜鉄道と併設する形で、地元特産物を展示販売し、田舎料理体験ができる都市農山漁村総合交流施設「桜ん坊」を建設。なお、施設外観は町のイメージである蔵通り、カリヤ通りを採用した。

計画策定にあたっては、全町民を対象とした事業説明会を実施し、事業についての合意形成を図った。また、施設に愛着をもってもらうため、施設名について広く募集を募り、決定した。



交流施設「桜ん坊」の外観



### 取組による変化・効果

総合交流施設完成に伴い、地元の加工グループの皆さんが新商品の開発に向け連日奮闘された結果、県内外から約5千人のお客様がお訪れ、大変賑やかなオープンとなりました。1ヶ月経過した現在も順調にお客様が訪れており、町に活気が出てきています。また、この施設を「町の駅」として位置づけ、都市住民との交流施設の拠点とし、交流人口の増加を図っていきます。なお、観光ルートである蔵通り等の案内をするボランティアガイドも数名できるなど、若桜宿協議会・観光案内所の設置、加工グループ等も増え、平成19年度の観光客も約17万人と昨年より3万人増となっており、町に活気が戻ってきています。

# 20. ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC) 地方連携事業

2010年までに日本を訪れる外国人旅行者数を1,000万人にするため、訪日旅行者が多い12市場を対象に、北海道観光の魅力の発信や、旅行商品の造成等のプロモーション事業を支援する。

## 対象事業

- 海外メディアの北海道への招請や取材支援、海外のTVCM等による広告宣伝、WEBサイトによる情報発信、海外の旅行博覧会等への出展など
- 海外旅行会社の北海道への招請や商談会の実施、北海道向け旅行商品の共同広告、訪日教育旅行の誘致など

## 対象12市場

韓国、香港、台湾、中国、オーストラリア、シンガポール、タイ、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ

## 対象者

自治体、観光関係団体、民間企業等（広域的に連携し事業を実施することが必要）

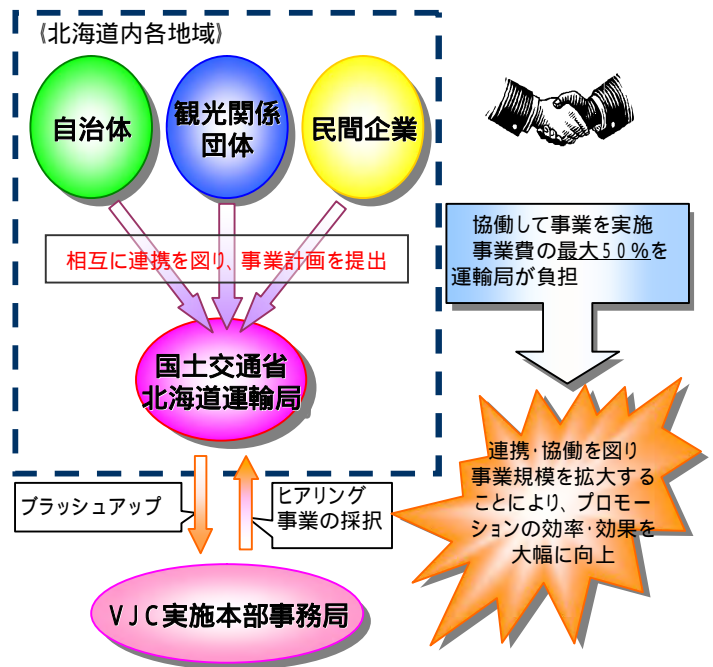
## 補助率

事業費の最大50%を運輸局が負担

## スケジュール

翌年度の事業計画について、10月頃から募集開始。VJC実施本部事務局のヒアリングを経て採択（募集期間は、選定方針を決定次第ホームページ等で公表予定）

## VJC地方連携事業の実施体制



## 19年度 活用事例

### 雑誌記者招請事業

運輸局が招請旅費等を負担し、道内観光関係者や航空会社などと連携して、台湾の旅行誌最大手である「MOOK」社の記者を招請し、日本での運転解禁の告知と北海道でのドライブ観光の魅力の特集記事として掲載した。

取材地域：札幌・洞爺・室蘭・支笏湖・日高・石狩・小樽・積丹・余市・仁木・ニセコ



運輸局負担額：800千円

### 国際旅行博覧会でのPR事業



運輸局がブース造作費用等を負担し、札幌市、旭川市などの自治体や観光連盟と連携して「2007中国青島・アジア太平洋国際旅行博覧会」に出展し、北海道観光をPRした。

運輸局負担額：2,400千円

### 海外旅行代理店招請事業



運輸局が招請旅費等を負担し、海外旅行代理店の日本担当者を招いて観光地やホテルの視察を行い、北海道向け旅行商品の造成を促進した。

運輸局負担額：910千円

## 21. 国際会議の開催・誘致推進

2011年までに主要な国際会議の開催件数5割増を目指すため、国際会議の誘致、開催を国家戦略として位置づけ、国、自治体、経済界、学界等の有する資源を集中投入して誘致・開催を推進する。具体的には、国を挙げた推進体制を整備し、誘致活動や開催・受入に関する支援を行う。

### 支援内容

- ・誘致主体のニーズに対応して、総理大臣・大臣による招請状の発出や各種支援制度の情報提供の実施や関係省庁と連携して在外公館による誘致活動の支援等
- ・決定権者に対する働きかけ等を行うために実施される説明会、レセプション等について、国土交通省が共催することにより支援。(国土交通省は開催経費の1/2を上限に連携)
- ・各府省庁が開催する国際会議において、エキスカーション等について国土交通省が共催することにより、観光交流事業等の実施を促進。(国土交通省は開催経費の1/3を上限に連携)
- ・国際会議キーパーソンの日本招請
- ・誘致宣伝ツール(ガイドブックやDVD)の提供

### 対象者

- ・国際会議の主催者、開催自治体、民間企業

### 国際会議等の北海道開催の推進を閣議了解

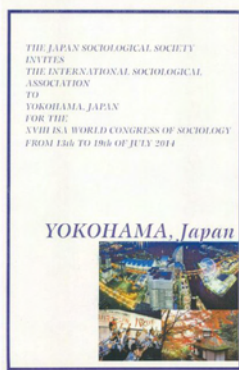
- ・政府は、北海道洞爺湖サミットの開催等を活用し、北海道への国際会議や国際的な規模で開催される行事の誘致を促進することを閣議了解



第16回国際顕微鏡学会議(IMC16)  
2006年9月札幌市 55ヶ国 2,073人

### 実際の活用事例

#### 大臣による招請状の発出



#### 海外におけるレセプション支援



#### 国際会議キーパーソンの日本招請



#### 誘致宣伝ツールの提供



## 22. 北海道みなとオアシス

みなとを核とした住民参加型の地域活性化に資する取組み及びそれらが取り込まれる施設や地区を認定し、「北海道みなとオアシス」として登録することにより、地域の賑わい創出を図る。

### 対象事業等

#### 登録要件

- ・住民参加を基本に、地元での連携・調整が取れていること
- ・明確な地域コンセプトがあり、かつソフト面を重視した取り組みであること
- ・基本施設(交流スペース、トイレ、駐車場)と交流・レクリエーションに関するサービスが提供されていること
- ・一過性のイベント等で終わるのではなく、取組みの継続性が確保される計画・運営体制となっていること

### 対象者

- 設置主体：港湾管理者等
- 運営主体：NPO、地域協議会等

### 支援内容

- ・事業計画策定等への支援
- ・「みなとオアシス」シンボルマーク使用の許可
- ・所管港湾・海岸事業による支援
- ・北海道開発局情報提供等による重点PR
- ・公的地図等関連事業での支援 等

### スケジュール

#### 随時受付

港湾管理者等が仮登録申請後、事業計画の検討・策定及び登録申請を行う

### 採択案件

- 19年度 稚内港 “みなとオアシス「わっかない」” (平成19年11月 登録)
- 平成20年7月時点、全国で39港(うち北海道内1港)がみなとオアシスとして登録。



## みなとオアシス「わっかない」の概要

### <基本サービス>

各施設の窓口において「みなとオアシス」の案内を行います。窓口では掲示板等を通じて市民等の生活に密着した情報を発信します。各施設を活用して市民等に交流スペースを提供するほか、多様なイベントを行います。

### <運営体制>

みなとオアシス「わっかない」協議会

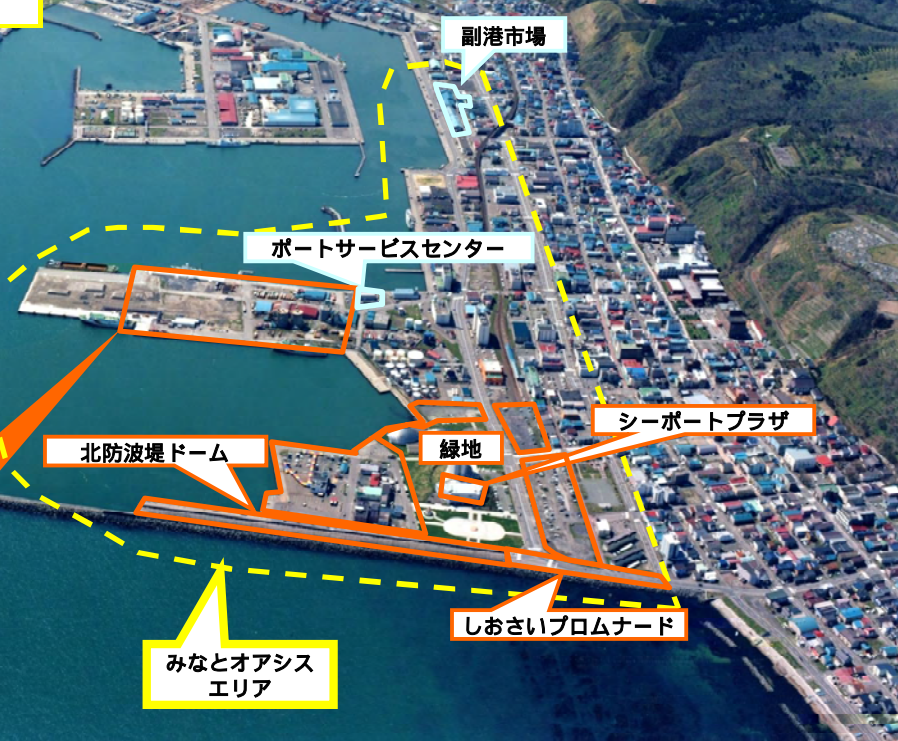
- ・稚内港湾振興会
- ・稚内観光物産協会
- ・稚内商工会議所
- ・稚内のみなとを考える女性ネットワーク
- ・稚内観光物産協会
- ・稚内みなとまちづくり懇談会
- ・東日本海フェリー(株)
- ・副港開発(株)
- ・稚内市

平成19年11月21日 登録  
平成20年 5月 供用

国際ターミナル



国内ターミナル



## 23. 中小企業地域資源活用プログラム

各地域の「強み」となり得る地域資源を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発・市場化を、関係省庁とも連携して総合的に支援。5年間で1,000件の新事業を創出することを目指す。

### 法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業への主な支援

～「基本構想」で指定されている地域資源に限定～

#### 中小企業地域資源活用促進法

各地域の強みとなる地域資源（農林水産品、産地技術、観光資源）を活用して、新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者を支援。

地域資源活用売れる商品づくり支援事業（A補助金）【23-1】  
政府系金融機関による低利融資  
信用保証協会の債務保証枠の拡大  
設備投資減税 他

#### 「基本構想」で指定された地域資源の数

全国10,922件 うち北海道 947件（うち観光資源 247件）（平成20年7月2日現在）

#### 認定状況

19年度 全国328件 うち北海道31件（うち観光資源 2件）  
20年度 第1回 北海道 7件（うち観光資源 1件）

#### 認定案件（観光資源）

- 19年度 ・「スギ花粉リトリート（疎開）ツアー」による糠平温泉郷全国ブランド化への挑戦（観光資源：イムノリゾート 上士幌ぬかびら温泉）  
・サップロ・シティ・ジャズを活用した観光プログラムの開発事業（観光資源：サップロ・シティ・ジャズ）
- 20年度 ・乾癬病やアトピー性皮膚炎などに効果があるといわれている豊富温泉の成分を生かした乳液・クリーム等の開発（観光資源：豊富温泉）



### 法に基づく認定を必要としない中小企業への主な支援

～「基本構想」で指定されていない地域資源も対象～

地域資源販路開拓等支援事業（B補助金）【23-2】  
地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業【23-3】  
地域資源 全国展開プロジェクト【23-4】  
JAPANブランド育成支援事業【23-5】

### 事例：「スギ花粉リトリート（疎開）ツアー」による糠平温泉郷全国ブランド化への挑戦

【実施者】テルメン観光（株）（上士幌町）

【地域資源】イムノリゾート上士幌、ぬかびら温泉

【事業概要】糠平温泉郷が有する優れた観光資源と運営ノウハウを基盤とし、スギ花粉の無い地域の特殊性を生かした「スギ花粉リトリートツアー」をイムノリゾート上士幌プロジェクト実行委員会が開発。  
・「免疫バランス」関連ノウハウを取り入れ、体内の免疫バランスの改善と食・健康・医療を融合させた新たなリゾートサービスを構築し「スギ花粉リトリートツアー」を糠平温泉郷のブランドとして育成。



スキー場と温泉街



スノーシュー体験

## 23-1. 中小企業地域資源活用プログラム - 地域資源売れる商品づくり支援事業: A補助金 -

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(認定計画)を受けた中小企業者が行う、地域資源を活用した売れる商品づくりのための取組を支援。

### 対象事業

基本構想に指定された地域資源を活用した新商品・新サービスの開発(試作、研究開発、評価等)、販路開拓、市場調査、展示会等への出展等)等

### 対象者

中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(認定計画)を受けた中小企業者

### 補助率

2/3以内、下限100万円(1事業計画当たり3,000万円)

### スケジュール

一次募集 平成20年2月25日~3月14日

二次募集 平成20年7月14日~8月4日

### 採択状況(20年度)

北海道 第1回 18件

### 採択案件

20年度(観光資源) サッポロ・シティ・ジャズを活用した観光プログラムの開発事業



WHITE ROCK会場風景

### 事例: サッポロ・シティ・ジャズを活用した観光プログラムの開発事業

【実施者】株コムズワーク(札幌市)

【地域資源】サッポロ・シティ・ジャズ

【事業概要】サッポロ・シティ・ジャズを様々な場で体験できる観光プログラムの企画

小規模ライブ開催、ライブ形式以外のジャズを聴く機会・場の提供、札幌JAZZオムニバスCD等の商品企画開発、サッポロ・シティ・ジャズを知ることができる講座の企画開発を行い、これらを組み合わせ、エンド・ユーザーである観光客が回遊するプログラムを提供。

## 23-2. 中小企業地域資源活用プログラム - 地域資源活用販路開拓等支援事業: B補助金 -

中小企業グループ等が行う地域資源を活用した商品・サービスの改良や販路開拓のための取組を支援。

### 対象事業

地域に特色のある地域資源を活用した新商品・新サービスの販路開拓のための市場調査、商品・サービスの開発(研究開発、試作、評価等)、展示会の開催、出展等(販売を伴う展示会等の経費を除く)

### 対象者

事業協同組合等、商工会、商工会議所、公益法人、中小企業者・組合等のグループ、NPO等(中小企業者単独を除く)

### 補助率

1/2以内、下限100万円

### スケジュール

一次募集 平成20年4月21日~5月16日

二次募集 平成20年8月4日~8月29日

### 採択状況(20年度)

一次採択 全国131件(うち北海道3件)

### 採択案件(19年度)

・紋別市の「ガリンコ号」等の知名度を活用した新たな体験観光事業プログラム 他



流水観光船「ガリンコ号」

## 23-3. 中小企業地域資源活用プログラム - 地域資源企業化コーディネート活動等支援事業 -

地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや地域資源の価値の向上を図る地域の自立的・持続的な取組を支援。

### 対象事業

地域資源を活用した新商品、新サービスの開発等、新たな取組の創出・育成を図るための勉強会、研究会 等

### 対象者

都道府県支援センター、商工三団体、事業協同組合 等

### 補助率

定額補助、100万円以上500万円以内

### スケジュール

募集 第1回 平成20年5月30日～6月13日

### 採択状況(20年度)

第1回 全国 申請47件、採択15件 (うち北海道 1件)

### 採択案件(19年度)

- ・洞爺湖周辺観光資源(自然環境(体験)・地場産品・健康)を活用した各種事業の創造と既存資源の連携再構築による地域資源の価値の向上を目的とする(洞爺湖町商工会)
- ・渚滑川スポーツフィッシングのブランド化(オホーツク産業開発協同組合)
- ・“なんぶブランド”発掘事業(南富良野町商工会)
- ・山・海・川をつなげる新たな滞在型観光システム(留萌ツーリズム)の研究事業(社団法人留萌青年会議所)
- ・“阿寒湖のマリモ”を活かした新観光事業創造事業(特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構) 他

### 事例: 渚滑川スポーツフィッシングのブランド化

【実施者】オホーツク産業開発協同組合(紋別市、滝上町)

【事業概要】渚滑川でのスポーツフィッシングのブランド化と観光等関連産業との連携による新たな集客を目指す取組。キャッチ&リリース区間の延長検討、モニターツアーの企画、お土産品の開発等を実施。



渚滑川のスポーツフィッシング

問い合わせ先 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 tel.011-709-2311 (内線2575～78) fax.011-709-1786  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道支部(コーディネート事業担当) tel.011-747-7715

## 23-4. 中小企業地域資源活用プログラム - 地域資源 全国展開プロジェクト -

商工会・商工会議所等が小規模事業者と協力し全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援。

### 対象事業

特産品開発・観光資源開発及びその販路開拓、商品開発・販売開拓支援のための専門家派遣、商談・展示会の開催

### 対象者

商工会、商工会議所、商工会連合会

### 補助率

- ・商工会等 800万円(定額補助)、共同実施は上限1,200万円
- ・商工会議所 上限900万円、下限300万円(定額補助)、共同実施は上限1,300万円

### スケジュール

一次募集 平成20年1月30日～2月18日

二次募集 平成20年6月13日～7月4日

### 採択状況(20年度)

一次採択	商工会分	全国122件	(うち北海道 11件)
	商工会議所分	全国 72件	(うち北海道 5件)
二次採択	商工会分	全国 30件	(うち北海道 0件)
	商工会議所分	全国 14件	(うち北海道 2件)

### 採択案件(19年度)

- ・羊蹄山麓地域観光ガイド育成事業(商工会(真狩村、蘭越町、ニセコ町、留寿都、喜茂別町、京極町)、俱知安商工会議所) 他



観光ガイド育成テキストブック

問い合わせ先 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 tel.011-709-2311 (内線2575～78) fax.011-709-1786  
日本商工会議所 tel.03-3283-7874  
全国商工会連合会 tel.03-3503-1256



地域の伝統的な技術や素材などの資源を活かした製品等の価値・魅力を高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する「JAPANブランド」を実現していこうとする取組みを総合的に支援。

### 対象事業

地域資源を活かした商品や地域に蓄積された技術をベースに、地域の中小企業等をコーディネートし商工会議所、商工会等が取り組むプロジェクト。

### 対象者

商工会議所、商工会及び商工会連合会(複数の商工会議所、商工会が連携することも可)

### 補事業内容等

ブランド確立支援事業(1年目～3年目)

- ・事業内容 : 市場調査、専門家招へい、新商品開発、デザイン開発、展示会への出展 等
- ・補助率 : 2/3相当額 上限2,000万円

戦略策定支援事業

- ・事業内容 : ブランドに対する理解を深めるためのセミナー・研修会の開催、地域資源に関する市場調査・消費者調査 等
- ・補助率 : 定額補助 上限500万円

先進的ブランド展開支援事業

- ・事業内容 : 産地間連携ブランド強化事業、先進的海外展開事業  
(海外において一定の反応を得ている事業についての海外の現地拠点等での情報収集や情報発信等)  
プロジェクト実施委員会の開催、専門家招へい・派遣等、市場調査・デザイン等改良、試作品開発・評価、知的財産権関係調査、広報、展示会出展 等
- ・補助率 : 2/3相当額 上限2,000万円

### スケジュール

募集 平成20年3月11日～4月4日

### 採択状況(20年度)

- ・戦略策定支援事業 全国 9件
- ・ブランド確立支援事業 1年目 全国12件、2年目 全国15件、3年目 全国 6件
- ・先進的ブランド展開支援事業 全国17件

### 採択案件(20年度)

スイーツの街・札幌 ブランド発信事業 (ブランド確立支援事業(3年目))



### 事例:スイーツの街・札幌 ブランド発信事業

【実施者】札幌商工会議所

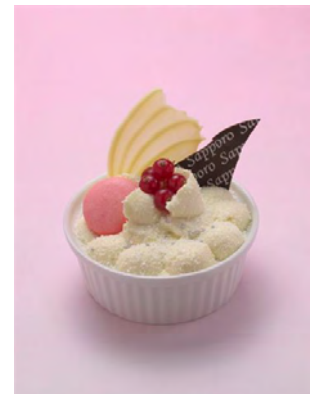
【事業概要】「スイーツの街・札幌」としての地域イメージが

国際的に認知されるよう、スイーツコンペによる新製品開発とPRを行う。また、北海道産の原料使用を強く打ち出すことで、他地域との差別化をはかり、販売競争力を高めていく。

地元市民、首都圏の女性購買層のほか、来道観光客数も多く、スイーツを楽しむ文化を持ち、また札幌市の知名度や物産に対する評価が高い東アジア、特に中国、台湾の消費者・バイヤー層をターゲットとし、海外市場の開拓を図る。



2008 サミットさっぽろプリンパイ



2007 さっぽろ・白いティラミス

## 24. 電源地域振興支援施策

発電所などが所在する電源地域(北海道77ヵ所)の長期的・自立的な発展を促進するため、地域の産業振興と活性化を目指す取組を支援

### 「電源地域」とは

発電用施設周辺地域整備法施行令第2条に定める規模以上の発電施設、又は施行令第3条に定める原子力発電と密接な関連を有する施設が所在する(着工中、計画中を含む)市町村、隣接市町村等

#### 電源立地地域対策交付金

- ・対象事業:自治体を実施するほぼ全てのソフト支援・ハード整備事業
- ・対象者:電源地域自治体
- ・補助率:定額補助(発電所等の種類・規模による)

#### 電源地域産業育成支援補助金(市町村事業)

- ・対象事業:イベント開催、広告・販路拡大、専門家招聘事業等
- ・対象者:「電源立地地域対策交付金」の交付対象地域を除く電源地域自治体
- ・補助率:3/4以内 上限金額は各事業により異なる(上限300万円～1,800万円)

#### 電源地域産業育成支援補助金(中央事業)

- ・対象事業:(財)電源地域振興センターが実施する研修事業等  
(例 テーマ「特産品開発・改良」、「観光からのまちづくり」)
- ・対象者:自治体職員、在住者
- ・補助率:3/4以内

#### 電源地域振興指導事業

- ・対象事業:地域振興計画策定調査、マーケティング調査、販路拡大のための専門家派遣等  
(例 専門家が現地に赴き、特産品や観光振興について具体的に指導を行う「現地指導会」)
- ・対象者:電源地域自治体
- ・補助率:基本的に100%補助

#### 電源過疎地域等企業立地促進事業(B補助金)

- ・対象事業:工場・事務所などの新增設に係る設備の整備事業
- ・対象者:過疎地域等に立地する企業
- ・補助率:定額補助 上限金額は地域により異なる(上限3,000万円～2.5億円)

### 事例:観光ビジョンに基づき「国民宿舎もいわ荘」を改築

【活用制度】電源立地促進対策交付金(現在、電源立地地域対策交付金)ほか

【実施者】泊村

【事業概要】電源地域産業育成支援事業の活用により、自治体内の温泉地・茂岩地区の再開による観光拠点づくりのビジョンを策定。  
その後、このビジョンに基づき、電源立地促進対策交付金(現在、電源立地地域対策交付金)の活用により、同地区の国民宿舎を改築。併せて周辺施設を整備。



国民宿舎もいわ荘

### 事例:「美術のまち岩内」をアピールするミュージアムグッズ試作、イベントの開催

【活用制度】電源地域産業育成支援補助金(市町村事業)

【実施者】岩内町

【事業概要】木田金次郎美術館を中心とした観光ビジョンを策定した後、地域のブランドイメージに大きく寄与するロゴマークとともに、ミュージアムグッズとして「木田金次郎画集」、「一筆箋」、「ポストカード」を試作。  
同美術館の開館を契機に「美術のまち岩内」をアピールし、PRイベントを開催。



ミュージアムグッズ

## 25. 地域新事業移転促進事業

地域の抱える社会的課題を地域住民等とともにビジネスの手法で解決する「コミュニティビジネス(CB)・ソーシャルビジネス(SB)」の創出に向けて、実効性の高いビジネスノウハウの構築や担い手の育成を支援。

### 対象事業

- コミュニティビジネスノウハウ移転・支援事業
- 成功したCB・SBが自らのビジネスを他地域へ移転するための自らの事業ノウハウの抽出・テキスト化、他地域への活動指導等
- 農商工連携等促進人材創出事業
- 農商工連携等に資するCB・SBの担い手となる人材の発掘・育成

### 対象者

法人格を有する民間団体等 (NPO法人、公益法人、株式会社等)

### 補助率

- 定額補助
- ビジネスモデルノウハウ移転・支援事業 1,600万円程度以内、下限100万円
- 農商工等連携促進人材創出事業 1,250万円程度以内、下限100万円

### スケジュール

募集 平成20年2月25日～4月25日

### 採択状況(20年度)

- コミュニティビジネスノウハウ移転・支援事業 申請66件 採択13件 (うち北海道1件)
- 農商工連携等促進人材創出事業 申請44件 採択10件 (うち北海道1件)

### 採択案件

- 異業種モノづくり職人による産業体験型観光移転促進事業 特定非営利活動法人北海道職人技術大専学校
- 食と農を活かして北の大地ではばたく女性起業家応援プロジェクト 特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター

### 事例: 異業種モノづくり職人による産業体験型観光移転促進事業

【実施者】 特定非営利活動法人北海道職人義塾大専学校(小樽市)

【事業概要】 後継者不足などモノづくりをめぐる様々な課題克服と新たな観光コンテンツ創出への要請に応えるため、実施者が取り組んできた異業種の職人による製作体験プログラムの提供や、若者と職人のマッチング事業等のノウハウを、道内の4地域(夕張市、苫小牧市、室蘭市、函館市)の異業種モノづくり団体へ移転。  
・移転先の異業種モノづくり団体を招き、小樽市での産業体験型観光の見学会を開催。その後、各地域の特色を活かした産業体験コンテンツ開発のコーディネートや、小中学校での産業観光体験の試行、旅行会社へのPR方法の指導、参加受付システムの整備などを実施。



実施されている製作体験プログラム例



仏壇職人が外国人観光客に塗箔工程を指導

## 26. 文部科学省の支援メニュー

### 1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

#### 日本の歴史の扉を開く国宝・重要文化財・史跡等の活用

国民的財産である文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)を災害や衰退の危機等から守り、保存修理や整備・活用などにより、我が国の多様な文化財の次世代への継承を推進することにより、観光資源の活用に資する。

#### 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等の推進

舞台芸術創造活動をより活性化させるため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対する支援制度を、より合理的・効率的な助成事業に組みかえて実施するとともに、芸術による国際交流を推進し、さらに我が国のトップレベルの芸術団体と各地にある中核的な劇場が各々持つ力を結集し、共同で制作する舞台芸術公演に対して重点的に支援する。また、優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図るため、芸術祭を開催する。

#### 舞台芸術の総合センターの充実

国立劇場及び新国立劇場の整備充実を図ることにより、歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能やオペラ、バレエ、演劇等の国際的に比肩しうる高いレベルの現代舞台芸術を広く国民に提供し、併せてそれらを世界に向け発信することにより我が国の国際文化交流の促進に資する。

#### 国民文化交流の推進(各種文化活動を全国規模で発表する場「国民文化祭」の開催)

国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸術、文化の創造を促し、併せて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資する。

#### 「日本映画・映像」振興プラン

我が国のアニメ・映画などのメディア芸術は、“Japan Cool”と呼ばれ、世界の人々を魅了し、我が国の存在感を高め、日本の新しい強みとなっている。平成20年度は、我が国を世界各国から優秀な人材が集まるメディア芸術の創造と発信の国際拠点とするため、メディア芸術総合プログラムを昨年度に引き続き実施する。また、我が国の映画・映像水準の向上を図るため、製作支援を行うとともに、上映や海外への発信、人材育成事業等の支援、映画フィルムの収集・保管を進める。

### 2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

#### 文化ボランティア活動推進事業

文化ボランティアや文化ボランティア・コーディネーター等の活動支援および養成、そのためのプログラム開発等を行うなど、文化芸術の振興を支える文化ボランティアが一層活性化するために、環境整備を図る。

### 3. 国際観光の振興

#### 芸術家・文化人等による文化発信推進事業

日本文化の海外発信及び我が国と諸外国の芸術家・文化人のネットワーク形成強化のため、我が国の文化人・芸術家を長期間海外に派遣したり、海外で公演等を行う文化人・芸術家により、現地の学校等でワークショップ等を開催する文化交流使事業を実施する。

#### 美術館・博物館等における外国人への対応促進プラン

国立博物館に所蔵する重要文化財を高精細デジタル情報として半永久に保存し、4ヶ国語に翻訳する等外国人にも分かりやすい情報の提供を行うなど、美術館・博物館等における国内外への情報発信等の充実を図る。

#### 高校生交流の推進等

我が国の高校生の外国語能力の向上及び相互理解の推進並びに友好親善を目的として、海外への派遣及び海外からの高校生の受入れを推進し、もって、将来、国際社会で活躍することのできる人材の育成を図る。

#### 留学生交流の推進

我が国と諸外国との人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、我が国の国際競争力の強化、国際貢献及び大学の国際化の推進に重要な役割を担うため、留学生交流を推進する。

### 4. 観光旅行の促進のための環境の整備

#### 文化遺産オンライン構想の推進

文化遺産情報の入口となるホームページ(ポータルサイト)の整備及び運用、全国の博物館・美術館等における文化遺産オンラインの調査研究等を実施することにより、文化遺産に関する情報発信の充実と文化遺産の活用を促進する。

# 問い合わせ先・事務局

## 問い合わせ先 及び 資料提供

国土交通省	北海道運輸局	〒060-0042	札幌市中央区大通西10丁目	札幌第2合同庁舎
	企画観光部	交通企画課	tel	011-290-2721
	企画観光部	国際観光課	tel	011-290-2723
	企画観光部	観光地域振興課	tel	011-290-2722
国土交通省	北海道開発局	〒060-8511	札幌市北区北8条西2丁目	札幌第1合同庁舎
	開発監理部	開発調整課	tel	011-736-9216
	開発監理部	開発計画課	tel	011-736-8325
	事業振興部	都市住宅課 計画・景観係	tel	011-709-2311 (内線5878)
	事業振興部	都市住宅課 計画調整係	tel	011-709-2311 (内線5867)
	港湾空港部	港湾計画課	tel	011-709-2137
経済産業省	北海道経済産業局	〒060-0808	札幌市北区北8条西2丁目	札幌第1合同庁舎
	産業部	サービス産業室	tel	011-709-2311 (内線2558)
	産業部	中小企業課	tel	011-709-2311 (内線2575~78)
	産業部	産業振興課	tel	011-709-2311 (内線2591~92)
	産業部	商業振興室	tel	011-709-2311 (内線2580~81)
	資源エネルギー環境部	電力事業課	tel	011-709-2311 (内線2710)
	地域経済部	新規事業課	tel	011-709-2311 (内線2583~84)
厚生労働省	北海道労働局	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目	札幌第1合同庁舎
	職業安定部	職業対策課	tel	011-709-2311 (内線3686)
農林水産省	農村振興局	〒100-8950	東京都千代田区霞が関1丁目2-1	
	農村整備官農山漁村活性化支援室	tel	03-3501-0814	
文部科学省		〒100-8959	東京都千代田区霞が関3丁目2-2	
		tel	03-5253-4111 (代表)	
財団法人	民間都市開発推進機構	〒135-6008	東京都江東区豊洲3丁目3-3	豊洲センタービル8F
	企画調査部	tel	03-5546-0797	

## 事務局

国土交通省	北海道運輸局	企画観光部	観光地域振興課
国土交通省	北海道開発局	開発監理部	開発調整課
経済産業省	北海道経済産業局	産業部	サービス産業室
厚生労働省	北海道労働局	職業安定部	職業対策課